

平成28年第1回東大和市議会定例会会議録第7号

平成28年3月4日（金曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 8番 | 関田貢君 | 9番 | 中村庄一郎君 |
| 10番 | 根岸聡彦君 | 11番 | 押本修君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君 |
| 14番 | 関野杜成君 | 15番 | 和地仁美君 |
| 16番 | 佐竹康彦君 | 17番 | 荒幡伸一君 |
| 18番 | 中間建二君 | 19番 | 東口正美君 |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主事 | 須藤孝桜君 |

出席説明員（32名）

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 並木俊則君 |
| 企画財政部参事 | 田代雄己君 | 総務部長 | 北田和雄君 |
| 市民部長 | 広沢光政君 | 子ども生活部長 | 榎本豊君 |
| 福祉部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部参事 | 尾崎淑人君 |
| 環境部長 | 田口茂夫君 | 都市建設部長 | 内藤峰雄君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 学校教育部参事 | 岡田博史君 |
| 社会教育部長 | 小俣学君 | 財政課長 | 川口莊一君 |
| 総務管財課長 | 中野哲也君 | 職員課長 | 原島真二君 |
| 総務部副参事 | 廣瀬裕君 | 保険年金課長 | 嶋田淳君 |

産業振興課長 乙幡正喜君
青少年課長 中村修君
環境課長 関田孝志君
土木課長 寺島由紀夫君
給食課長 梶川義夫君
社会教育課長 村上敏彰君

子育て支援課長 高橋宏之君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 佐伯芳幸君
学校教育
副参事
選挙管理委員会
事務局 長
小坂橋悦子君
塚原健彦君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時31分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（中間建二君） 昨日に引き続き、1番、森田真一議員を指名いたします。

○1番（森田真一君） 皆さん、おはようございます。

ちょっと準備が整いませんで、御心配かけまして申しわけありません。おわびいたします。

それから、昨日、発言の折に不適切な表現をしてしまった部分がありましたので、議長のほうでは訂正をいたしますので、よろしくお取り計らってください。

それでは、昨日の続きから行わせていただきます。

下水道の値上げの件ですが、お伺いします。

平成27年の9月なんですけど、下水道財政の在り方に関する研究会報告書というものが出されているんですけど、総務省から今後、使用料を決める原価の計算に施設の再構築や老朽化対策の積み立てを算入することを、この中で提案をしています。使用料のうちに、これらを求めれば、使用料の高騰は際限なくなるんじゃないかというふうに考えます。これまでのように借りかえによる金利の調整でカバーするというのも困難になっていくとしている一方、今回の値上げでは26市の最高水準にまで持っていかざるを得ないことを考えますと、これは負担の限界に近づいてるんじゃないかというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ライフラインを含めまして、一斉に公共施設の老朽化を迎える市にとりましては、その更新を効率よく適切に行っていくことは重要な課題であります。総務省の下水道財政のあり方に関する研究会の報告の御紹介がありましたが、国土交通省でも将来の施設更新に要する財源確保のため、資産維持費の位置づけを議論する委員会が設置されております。公共料金の算定の基本となる原則となるものが、総括原価方式になっておりまして、電気、ガス、水道、鉄道等も原則この総括原価方式でやっております。しかし、下水道の料金の算定の考え方の中には、将来の再構築をどうしていこうかというようなことは、今までこの考え方の中に明確に位置づいておりませんでした。いろいろと地方公共団体、公営企業によっては体力差もございまして、既に積み立てが可能になっているところもございまして、ただそういったところでもどの程度それを見たらいいかといったようなことは議論のあるところなんです。そういったようなことから、先ほど御紹介ありました総務省の研究会でも課題だというふうに捉え、国土交通省でも明確にある程度の方向性を考えたいということできてると思います。

このたびの料金の改定によりまして、多摩26市の中で最高水準に位置づくということもございますけれども、料率を30%改定することで、平均世帯の一月の使用料、20立方メートルの料金につきましては、現行の1,620円から1,980円になります。これは多摩30市町村の平均1,632円を上回って高い位置づけとなります。ただ、ちなみに区部は現行で2,030円、全国平均では2,730円といったような状況にもございます。しかし、市民の皆様には大きな御負担をお願いすることになるということには変わりございません。しかし、このままにしておきますと、次の世代に大きな負担を残すことになりまして、今回の改定を考えたものでございます。今後も

下水道の役割を含めて、市民の皆様に丁寧に御説明をさしていただき、御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今回の値上げは、確かに26市の中では高位に入るけれども、全国水準と比べればまだ抑えているんだということで、全く事実としてはそのとおりであります。

この総務省などの資料をやっぱり見てみますと、うちの地域は有収水密度という指標があるんですけど、つまり人口密度とっていただいで結構ですけども、これぐらいの都市化されてるところであれば、大体3,100円超ぐらいのところが妥当な金額なんだというふうに書いてあります。私、それ見てびっくりして、今回20立米でいうと1.22倍かと思って、それだけでもなかなか皆さんと容易に合意がとれるというのは、容易にというのは市民の皆さんで、みんなで何てことないじゃないかというふうにはならない幅の値上げだと思ったんですが、その総務省の資料で3,100円超ぐらいのものを示されると、まだ倍ぐらいまで上がっていく、そういうことがあってもおかしくないんだと今の考え方でいくというふうにした次第です。大体ふだん水道料金と下水道料金とって一緒にとられてますから余り検針票で、今月、下水道料金、幾ら払ったのかななんて意識されてる方ってそんなにいらっしやらないと思うんですけども、別な言い方をすると大体水道料金と同じぐらいの下水道料金がかかってもおかしくないでしょうという、そういう説明の仕方もしてるんですね。ですから、今検針票が届いて、今月、結構使っちゃったなんて思っているはるかかなたの水準まで、このままだと下水道料金が膨れ上がっていくということは大いに考えられます。

今回の値上げと同時に、32年度以降の公営企業会計の法適用も示されております。使用者の自己責任を前提とする料金体系へとさらに進めば、生存に必要な上下水道を利用する生存権をも脅かされることになりかねません。上下水道でさえ未払いになる世帯は、今日でも料金ベースでいきますと1%も東大和では現にあります。免除世帯も2万件ですよ、6で割りますけれども、2万件もあるということで、平均3割の値上げということであれば、これは市民の理解を超えるものではないかなというふうに思います。

根本的な解決を目指すためには、冒頭でも、昨日も御紹介しましたヴィクセル&ホテリングの議論に示されるような公私負担のあり方を、本格的にかじ切っていくということが、本当に今求められているのではないかなというふうに思います。もともと自治体が積み立てをしてなかったっていても、前提になっていたのは恐らく、何も考えてなかったってことではなく、将来は税で賄われるんだろうというふうに、負担するんだろうという前提があって、そういうふうな設定がされていたのではないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 将来の更新のことまで施設整備のときに全て考えていたということでは確かにないと思います。ただ、そこに税を全てで賄うという考え方も、最初からはなかったのではないかな、先ほども触れさせていただきましたけれども、国土交通省で資産維持費の位置づけを今後きちんと考えていこうということで議論を始めたということでございますので、やはりそこにはまずは整備をすること、それから使用料の収入で経費を賄っていくことがまず大切なことで、今後、大量更新期になってきたこの時点では、将来にどんどんどん先送りにしていくのではなく、ある程度将来の更新の部分の負担も現役世代、現在使ってる方たちにも少しは負担していただく必要があるのではないかなといったようなことから、積み立てをどうしたらいいかだとか、どの程度の一般財源をつぎ込むのが妥当であるかだとか、そういった議論がこれからされていくんだというふうに考えております。この辺の議論の方向性を、きちんと注視していきたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国がどういうふうにするかという制度設計をして、この更新のことも含めてですけども——するかということが本当に私たちにとっても、振り回されるという言い方もおかしいんですけども、全くどこから考えていいかというような感じもあるかと思うんです。ですから、逆に言うと議会で東大和の下水道料金というのはどうあるべきなのかということも、こうして時間を与えていただいて議論をしてるところなんだと思うんですけど、ただこの下水を、これをどうしていくかということを考えていく組織の一つに、国土交通省の中に都市地域整備局下水道部というのがあるんですけども、この中では平成16年の8月、もう10年も前ですけども、下水道を取り巻く社会経済情勢と下水道財政経営の今後の方向をとというもの、文書が出されてるんです。これを見ますと、要するに今の下水道料金よりも上げていくようにしていかなきゃいけないんだよということが前提になるんですが、その中で経営に関する論点という項がありまして、意識改革という項があるんです。これは何かというと、下水道事業の経営を確実なものにするために、下水道管理者、下水道使用者、首長、議員など、下水道に関係を持つ者のそれぞれの立場に応じた意識改革が必要であると書いてあります。

何のことでと読んでみますと、例えば下水道管理者、つまり下水道担当の職員に関しては、下水道事業は自治事務であるから議会や住民等への説明責任を全てみずから負わなければならない、住民等の疑問、質問等の声に的確に答えなければならない立場にある。言うまでもないことだが、条例で定められているから、県の計画で定められているからなどと安易な対応はもはや許されないと。こんなふうに書いてありまして、つまり国が言ったフレームをつくっておきながら、もうほとんどそれで決まると言っても言い過ぎではないと思うんですけども、言いながら説明は自治体の職員が頑張っって住民を説得しろと、こういう内容になってます。私はちょっとこれ責任転嫁ではないかなと思って、ちょっとこれ読んでいらったわけでありまして、さらに議員、首長にどういうことを求めているかということ、公費で負担すべき部分は一般会計が、私費で負担すべきは住民、ユーザーが的確に負担するよう求めるべき立場にある。下水道使用料の引き上げ等に漫然と反対するのではなくというふうになっているんです。つまり、議員が実質的に国の言ってみれば下請で、住民に値上げを説得して回る立場、こういうことを求めて、反対をすれば、これは漫然と反対をしてるんだということを示唆しているわけです。私は全然そんな漫然と反対したり賛成したりするような立場にありませんけれども、じゃ漫然と賛成をしたらそれでいいのかということにもなりますよね。つまり、議会を軽視してるとんでもない文書だなと率直に言って思いました。

これ本当に私たちも一生懸命勉強して、教えていただきながら勉強してやってるつもりですし、こういうような目で10年、皆さんがという意味じゃないですけども、国はそういう目で見えたんだなということで、改めて気がつかされます。言うまでもないですけど、下水道事業というのは地方自治体の固有の事務でありますから、そういうことを言われる筋合いじゃないはずですよ——というふうに今思っております。これは意見でありますので、紹介かたがた申し上げておきます。

以上のようなことを考えております。したがって、私たちとしては今回の値上げ案については反対をしているということで、この項については終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

続きまして、項を変えまして、大項目の2の「子どもの貧困」実態調査についてお伺いをいたします。よろしいでしょうか。

まず幾つか伺いますが、ちょっと事例から先にお話をさせていただきたいというふうに思います。これ東大和で実際に、市民の方から御相談いただきながら出会ったケースなんですけども、昨年でしたが、非正規雇用だったが、母親が病気で失業、小学校2年生ぐらいでしたかね、子供さんがいらっしゃる。母親は子供を育てるのに一生懸命で、仕事がなく、お金もなくなって、1日1食で自分は過ごして、子供に3食、頑張って食べさせていたんだと、こんな事例も見かけました。また、ある母子家庭の大学生は、通学と病気療養中の母親の介護の合間にバイトをして生計を支えていると。この母親にもお話、聞きましたけれども、自分は1日1食で今何とかしのいでいるんだと言います。

それぞれ個別の事情はあるんですけども、いずれも市民の厳しい生活の中で必死に生計を立てていたということを目撃いたしました。学校の先生たちなんかにもお話を聞いてみますと、真冬に薄着で登校して、ぶるぶる震えているような子がいて気になっていると。次からは暖かい服装で来るんだよと子供に声かけても、それが一向に改まらないんで、どうも親御さんがそういうことに十分な注意を払えないのか、本当に冬服がないのかわからないんだけど、とても気にかかっているという子が何人か見られると、こんなようなお話も聞きました。今は子供にきちんと目を届けられないということも、一種の貧困というような定義をされているようでもあります。

報道によりますと、足立区のほか大阪市や名護市、秋田県でも自治体独自に子供の貧困の調査を行う予定と報道されております。また、群馬県の大泉町、ここは外国人の労働者の方が非常に多いところだそうなんですけども、ここでも今回調査を実施するというふうに伺っております。昨日の市長からのお答えでは、差し当たっては特別に調査の予定はないように伺いましたが、その他、何か補完するようなことがありましたら教えていただければというふうに思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 昨日、市長答弁の中で、当市におきましては子供の貧困の実態調査については行う予定はないというふうにお答えしたところでございますけれども、今後は国や東京都等が示す指数を参考とともに、今年度、行われました国勢調査の母子、それから父子世帯等の数値や、5年に1度実施をされております全国母子世帯等の実態調査が平成28年度に行われるということでございますので、こちらの数値や傾向を参考に、子供の貧困対策を検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○1番（森田真一君） 私が個人的に相談いただいたり、目撃したりというようなケースで聞いてしまったんですけども、実際こういった類似の事例みたいなことというのは、ケースとしては市ではつかまれたり、相談いただいたりとかすることは多いんでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） ただいまの貧困の相談の関係でございますが、主に子ども家庭支援センターのほうに相談は入るかというふうに思います。今の関係ですと、ネグレクトという形で相談があるかと思いますが、その中で貧困ということが発見されれば、生活保護やそえるなどにつなげるというような方法で、解決をするように努めているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 先ほどは紹介しませんでしたけども、実は子ども家庭センターの皆さんにも、最近やっぱり未成年の方の生活相談ってことで、随分丁寧にやっていたんで、本当にありがたく思っております。

差し当たって、この5年に1度の母子世帯調査というのが先行しますんで、これを見てより必要性があればということで受けとめていただければありがたいなというふうに思うんですが、2月13日の朝日新聞の中に、

こういう記事が出てました。

「子どもの貧困対策に取り組む自治体への交付金の創設」ってなっています。

子供の貧困解消に向けて内閣府が自治体向けの新たな交付金をつくった。地域で必要な支援計画をつくり、地元の企業やNPO、自治会などと連携する事業に対しては補助をする。補助は事業費の2分の1で、原則として都道府県や政令指定都市などの大規模自治体には750万円、市町村には400万円を上限とする。

創設したのは「地域子供の未来応援交付金」。住民や学校を通じて支援のニーズを調査し、支援計画をつくった上で、地域との連携ネットワークをつくるのが交付の条件となる。計画策定にかかる費用の4分の3（上限225万円）、それからネットワークづくりの費用の2分の1（同150万円）も補助をする。この交付金向けに、今年度補正で24億円を確保したと。

とありまして、この制度の担当をされている内閣府の方は、「机上で支援計画を練るのではなく、実態をつかんだ上で地域を巻き込んだ支援体制をつくってほしい」と話されています。東京都の足立区では、昨年7月から11月、区立の小学校の全ての1年生を対象にして、親の収入や就業実態、子供の食事の状況といった生活実態を既に調べている。

政府は、昨年10月、子供の貧困解消に取り組むNPO法人などを支援する民間資金「子供の未来応援基金」を創設。一方、対策を効果的に進めるには、自治体が地域ごとの実態をつかんで支援につなげる必要があるとして、昨年末にまとめた政策パッケージに交付金の創設を盛り込んだと。こうありまして、ごめんなさい、記事、そのまま読んじやいましたけども。

ということで、財源もきちんとつくりながら、必要に応じて地域のニーズでこれを進めてほしいということになってますので、この母子世帯調査の後ということになると思いますが、その中で必要性を感じれば財源もあるということなんで、ぜひこれを活用していただきたいというふうに思いますが、そういう可能性としてはあり得るのかどうかということだけお伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当市の子供の貧困対策計画につきましては、先日も他の議員さんの質問の中でお答えしたかと思いますが、東京都は子供の貧困対策計画は策定せずに、子ども・子育て支援総合計画とひとり親家庭自立支援計画により、貧困対策についての計画を策定するというようなことを聞いております。当市におきましても、今後も国、特に東京都のそれらの計画の策定動向等を注視しながら、学習や就学の支援、それから就労支援、経済的支援等について、調査研究いたしまして、今後の当市の子供の貧困対策の計画づくりを検討してまいりたいと考えてるところでございます。

なお、今、森田議員のほうから御紹介ありました計画策定に当たりましては、補助金も用意されてるということでございますので、そちらのほうも加味して検討してみたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

また新聞報道になってしまうんですけども、昨年の年末に教育新聞という専門誌がありますけども、この中で日本財団と三菱UFJリサーチ&コンサルティングとの共同で「子どもの貧困の放置による経済的影響」という推計をしたという記事が出てました。現状のまま改善策を講じた場合——した場合としない場合だと、経済損失で、全国でということでしょうけど、2.9兆円もの差が出るんだと、こういう説明をされて、特にいってこのことについては、財源がということもあるんでしょうけども、きちんとした対策をすべきなんだという経済的な根拠を示されたところであります。今回の場合は、この調査などでいうと、交付金も国はきち

んとしたよって、十分かどうかわからないですけども、きちんとしたよってことなんで、ぜひ今おっしゃっていただいたよに、積極的な活用をしていただければというふうに思います。

子供の貧困の指標ってことよと、調査がなかなか進んでなかったときには、小中学校の就学援助の利用率を一つの指標として私たちずっと捉えてましたけども、今回、認定基準を1.3から1.45まで大幅に引き上げられるというよなこともありまして、私も一般質問の中でも二、三年ぐらいたったと思いますけども、この問題を取り上げて拡張していくべきではないかということをお話しさしていただいた記憶があるんですけども、今回そういったところでもきちんと対応していただけてるよってことよ、大変感謝を申し上げたいというふうに思います。

この項については、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、「地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業」についてです。

この報告書をいただいて、改めてこの事業、大変すばらしい内容であったなということも私も思いました。昨日とちょっと分かれてしまったんで、特に市長はこの報告書にお顔も出していただいて、文書も書かれていらっしやるんで、いろいろ思いも強いところなんではなかったかなというふうに思うんですけども、御一緒されてどのよにお感じになったかということも、できたらお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 広島派遣事業ということで、私も広島のほうには同行さしていただいたよな状況です。平和記念式典ですね、ああいう犠牲者の方が出て、御遺族の方々と一緒にそこに参列するわけです。ありがとうございますけども、やはり子供たちもそういうところに参列して、大分感銘を受けたというか、そういうよなことを聞いております。また、特に移動中、よかったというか、感じていただいたのは、戦争体験者の講話ですね、そういうところをお聞きしまして、戦争の悲惨さというのを感じていただいたということよ。報告書の感想文等を見ていただくと、その辺が如実に伝わっているということよでございます。

この広島派遣事業をやった意味というのよ、次世代につながるということよ、市長のほうからも昨日、御答弁さしていただきましたけれども、そのよなことで次世代を担う中学生たちがそれを感じていただくのよ、かなり効果があったというふうに思っております。また、あわせまして地域でも、それだけの戦争の悲惨なことがあったということよを改めて気づいたということよでも、やはり改めて東大和市、東村山市のことも考えていただいたということよ、効果があったというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私もこの27名の方の感想文を改めて読ませていただきまして、本当に感じるよころばかりでありました。空襲や疎開など、今日ではうかがいがい知ることが難しい我がまちで起こった戦争を知り、被爆者の証言に耳を傾けてる中で、子供たちが、戦争だけは二度と起こしてはならない、核兵器はなくさなければならぬ、自分たちが次の世代にそれを引き継いでいく責任があるという思いに至ったということが、この作文の中で非常によくわかりました。

また、学んだことを現代の自分たちを取り巻いているさまざま出来事、例えば昨年の夏の安保法制をめぐる動きですとか、また過激テロ、学校のいじめなどのテーマに重ねて捉えて理解しようとしてるよってことよにも非常に感心をさせられたところよ。仲間とともに学んで、その学んだ経験を「一生の私の財産です」と、こういうふうよに言っている女子中学生の方もおられました。非常に自覚的な、主権者としての成長と言ったらいいんでしょいか、そういうものを感じとることができました。

一般質問の提出時には、この予算概要が示されておられませんでしたんで、この質問項目、立てたんですけれ

ども、この28年度にも、今回この派遣事業を再度実施していただけるという見通しができましたので、非常にうれしく思っております。被爆者の方も、年々歳々、お年を召して亡くなっていくという状況もありますので、本当にできれば毎年引き続き続けていただきたいということをお願いして、今回は実現していただいたということで、お礼申し上げます、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続いて、横田基地へのF-22飛来、オスプレイの配備、いわゆる「戦争法」——安保法制などの市民の生命と安全を守る課題について伺います。

まず直近なのですが、2月29日に調布飛行場に米軍横田基地の人員輸送用のヘリコプター、UH-1がエンジントラブルのために緊急着陸をしたというニュースが報じられました。これはこのヘリが、横田基地から港区への米軍基地へ、クルー以外の6人を乗せて輸送中であったといえます。幸い乗員にはけがもなく、その他の航空機への影響もなく、事なきを得たということで、本当によかったなというふうに思うんですが、首都上空での米軍機の緊急着陸という事態は、横田基地のあり方にいやが応でも注目をせざるを得ません。どんな飛行機であれですけども、万々が一というようなことは当然ありますし、実際この調布の飛行場のところでは、皆さんも御記憶のまだ新しいところだと思いますが、墜落事故があつて、近隣の方が大変な思いをしたということもあります。

横田基地は、現在、日米司令部というものが置かれていて、首都東京に居座る横田基地が、今まさに変貌を遂げようとしているということが言われています。日米新ガイドラインや、戦争法を実行する米軍・自衛隊の調整所というものが設置されるとともに、特殊作戦機、C-22オスプレイ、これが今後常駐されるということで、いよいよ攻撃型の基地に変わっていくのではないだろうかということが、地元の皆さんや研究者の方からも懸念をされてるところです。

今回はF-22という飛行機、それからF-16という飛行機が、1月22から26にかけて大量に飛来したということで、市のほうではこれについて事前事後でも結構ですから、何か国などからは連絡は来てるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 横田基地へのF-22の飛来に関しまして、国からの情報提供というのは入っておりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 事前もさることながら事後もないというのは、本当にいかなものかというふうに思います。

この横田基地がどのように変わってるかということなんですが、例えばこのオスプレイが来るということも、去年、大変大きな問題になりましたし、今回の1月の戦闘機の大量飛来ということもありますし、それからこの間でいいますと、大型輸送機についても非常に夜間に低空旋回飛行をして、訓練を多くしているということで、これも問題になっております。例えばあきる野市などがそうなんですけども、夜の9時ぐらいまで、あのC-130という大型輸送機ありますけども、あれが低空で上空をぐるぐる回るんだと。大変な爆音だというのは、通りがかったことある方、御存じだと思うんですけども、それが夜中にそういう訓練をやつて、しかもあきる野市の場合は、規定上、市民に何の補償もされないということで、被害を何とかしてくれっていうことが、声が上がってるそうでもあります。

この横田基地の周辺では、地元の住民の皆さんが横田基地の撤去を求める西多摩の会というのをつくって、ずっと長く活動されてるんですけども、こういった戦闘機が来たり、大型輸送機が頻繁に飛び回ったりするという自体は、ベトナム戦争が終わった後には、この間なかったって言います。つまり、全く一変しているとい

うふうに伺っております。こういったことでは、東大和市単独か、それとも近隣の市の中でということかわかりませんが、認識としてはあるのかどうかということをお伺いします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 飛来の頻度とかの関係でございますけれども、直接飛行経路の下に属する東大和市ではありませんので、その辺ははっきり理解はしてないところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。

昨年のアメリカ政府が、CV-22オスプレイですね、これを5年間で10機、今後、横田に配置して、要員も430人そこに投入しようという計画になってるそうでありますが、このオスプレイについても、この間、41人も死者が出るような事故を繰り返して、いまだにこれが改善されたという様子がないということで、飛行機ですからね、いつどこへ飛んでくるかわからなくて、人間は歩いて、いや車で行くと結構な距離ですけど、飛行機でいえば本当にあっという間に来るところですから、近隣市ということにはなっていないのかもしれませんが、関係があるかないかということでは、東大和も大いに関係あるところなんだというふうに思うんです。

この特殊作戦部隊というものが、この横田に配置されるということになったときに、この間、パラシュート降下が随分されてるんですね。私もふだんそんな新聞で見るとは、まあ、「ああ、あったんだ」というぐらいにしか思わなかったんですけども、実は11月の中旬にもこの訓練をやったときに、たまたま農業委員会で現地調査に出かけてまして、そのときにこの東大和の農家の方が、横田基地の北側に多摩開墾って呼ばれる50ヘクタールぐらいの広大な農地があるんですけど、そこに市民の方の農地がありますもんで、そこを調査するって偶然そういう機会がありまして、行った先で、ちょうど横田でこの降下訓練をやったところを皆さんで目撃したんです。真っ黒なパラシュートを広げて降下してくる部隊というのは、本当に物々しい感じで、見ると本当にショックを受けるんですけども、そういう姿に委員の皆さんなんか、しばらくそれ見ていたというようなことを経験しました。

在日米軍の研究をされてる方の1人は、横田に来るCV-22の任務というのは、敵の勢力の背後に回って夜間に潜入し、兵士を投入して回収する、そういう特殊作戦なんだという説明とともに、このオスプレイは、CV-22は、2014年の9月から6月までに行われた東富士演習場で、訓練通報に反して直前の中止を9回も行っているというんです。そのときに、富士山麓が雪や悪天候だったのを自分で確かめられたって言っています。その後、アメリカの英語の文献なんか調べていたら、アメリカの会計検査院がこういうことを指摘していたといいます。オスプレイは、氷結が予想されている地域での飛行は現在禁止されている。氷結防止装置が故障しやすく、天候レーダーを持っていないからだと、こういう一説を見つけて、それで合点がいったというんです。その後も、高地や砂漠に弱い、エンジン故障が起きやすいなどの——この方は特異体質だと言ってますけど、特異体質ぶりがいろいろわかったと言います。実際この冬も、10月18日以降は、冬の本州には姿を見せないで、温暖地の長崎県佐世保には12月と1月に4回、延べ6機が飛んできたというんです。つまり、そういうものが、そういう天候の悪い条件の中で飛ぶことがあれば、いつ事故が起こってもおかしくない、そういう性格の機体なんだということを、この方はおっしゃっています。

そういうような情報というのも、当然今のお話だと入っていないというふうに理解していいですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） そうですね。米軍からのそういうオスプレイ関係の情報というのは、市には入っておりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 情報がなくてことは、仮にこういう、これ私が言って、報道でという話ですから、公式な情報で確認をされてないということだと思うんですけども、これは今オスプレイの例を言いましたけれども、きのう冒頭で壇上でお話しさせていただいたとおり、この1月に飛来してきたF-35という戦闘機について言いますと、やはりその中でもお話をしましたけれども、故障を繰り返して、墜落事故も2度起こしていると、そのまま廃番になってしまったと、こういう飛行機だということなんですけども、今現行、動いているものだけが、ここに飛んでくるわけで。ああ、ごめんなさい。今22の話ししちゃいました。済みません、35じゃないですね。F-22についてもそうですし、またF-35という後継機があるんですけども、これについても今後、防衛省で42機、取得をして運用するわけですけども、この整備を横田基地のすぐそばにあります旧石播、今IHIですか、IHIがエンジンの整備工場として指定をされる見込みなんだと、こういうようなことも報じられているところです。ですから、全体としては非常に危険と言われるような機種、攻撃を目的とした機種が次々この横田に配備をされていくということであると、状況は多分変わったということだと思うんですけども、そういうような状況で、危険性が増していくことになるだろうという、そういう予測というか認識は今の話を聞いてある、ないというようなことはございますか。

○企画財政部長（並木俊則君） 私ども東大和市は、横田基地の監視をしてるということではありませんので、そこまでの詳しいことは承知しておりません。という中で、今の状況が、新聞報道等では私ども担当として、そのような状況かどうかというのも含めまして、新聞報道の内容ではそういうことかなというふうに思いますが、具体的には国から、あるいは東京都から情報等をいただいておりますので、現段階ではそういう状況というのは承知してございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私がこの情報を得たのは、別に特別な情報じゃなくて、全く新聞報道で出てる範囲を超えませんが、よく評論家の方が、インテリジェンスというのは、まず一番大事なことは、普通に売ってる新聞を読むことで、それを並べて分析することなんですよなんて話がありますけど、ぜひこの小さい記事、ベタ記事も並べていって、ちょっと注目して研究をいただければありがたいなというふうに思います。

日本のNGOで日本平和委員会という組織があるんですけど、この中で代表理事を務められている弁護士の方が、横田基地は日本に対する政治的な支配の拠点でもあり、在日大使館、太平洋司令部、在日米軍司令部、自衛隊統合幕僚監部との密接な関係が構築されてると言われています。また、こういった背景には、今年の夏、制定された、いわゆる私たちは戦争法って言い方してますけれども、安保法制の影響が非常に色濃いということも指摘をされております。

再度伺うことになりますが、戦争法というものが、今こうやって具体的に横田基地の強化につながっているということを考えますと、周辺の安全ということではいいんですけど、この安保法制については廃止を求めていくという必要があるのではないかと考えているんですけど、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 平和安全法との関係でございますけれども、きのう市長のほうも答弁いたしましたので、平和安全法制につきましては、国会での議論や審議を踏まえ、具体的な法整備がなされたということで、私どもは認識してございます。個別の事態への対処につきましては、原則として国会の承認が必要となっておりますことから、国の平和と国民の安全を最優先とした判断をしていただくということでございますので、本市にあっては、このことが今の段階での平和安全法に関しましての考えでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国会の承認もあるわけだから、それなりのブレーキが、安全装置がかかっているんじゃないかと、そういうふうにお答えになりました。目下、議論されてるところでは、緊急事態条項というものを設けて、本当に有事の際には首相のというか、内閣でことでしょうか、首相の判断、1人で必要な行政的な手続を打てるようにするんだということも、その中では同時にうたわれておりますので、その御指摘のあった安全装置、そういう歯どめがかかるのかどうかということについては、非常に疑問もあるところであります。ですので、私はこの安全法制については、自治体として廃止を求めていくべきじゃないかということをお話をさせていただきました。

横田基地の問題については、質問については、これをもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、投票所の設置・運営についてお伺いをします。

これは壇上でもお話をさせていただいたとおりであります。1つは共通投票所というのが、今後、法律が成立すればということですが、共通投票所ができると。卑近な例でいえば、例えばヨーカドーですとか、そうですね、エコスさんとか、こういった人が多く集まるような利便性のいいところにも、条件が許せば自治体の判断でつくれますよと、こういうふうになって、これまでも他の議員からも、そういうことできないのかという御質問も幾つかお話をあったというふう記憶しておりますけれども、当市でもしこの法律ができるようであれば、例えばヨーカドーさんならヨーカドーさん、こういったところに設置をする必要はあるかないかということでは、どういう認識をされていらっしゃるかと確認をさせていただきます。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 共通投票所というものについての御質問ですが、現状、市長答弁にもございましたとおり、投票環境の向上方策等に関する研究会、これは総務省内に設置された任意の研究会でございますが、いわゆる投票、屋外投票につきまして話し合いが持たれた中では、既存の投票所、現在、東大和市には15カ所ございますが、これのどこへ行っても投票できるというどこでも投票という考え方と、今議員が御指摘くださいましたショッピングセンターや駅などに、全ての投票区に対応する投票所を設置するという考え方で検討されているようでございますが、現状、今国会におきまして改正法の条文が、議員が御指摘されているほどのところまで文言化されるかどうか、そういう見通しのレベルという状況でございますので、条文がどうなるか何とも言えない現状でございますので、今のところ市長答弁のとおり動向を注視しているという状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） わかりました。ありがとうございます。

この投票所の利用に当たっては、さまざま市民の皆さんから御要望いただいて、通勤などでお忙しい方なんかだと、駅の前に、近くにあればというようなお話もされてる中での利便性の向上ということなんですが、一方で高齢の方、障害の方などで、選挙にきちんと毎回行ってるんですというような方でも、その障害、加齢によって、非常に今までどおりいかなくなってるといようなこともお話を伺います。

例えば繰り返しになりますけども、私、車椅子のユーザーの方に、たまたま投票に行きたいんだけど、その前の日か、雪が降っちゃって、もう全く車椅子では動きがとれないんで、連れてってもらえないかというふうに頼まれて、気安く引き受けたんですけども、ある小学校のところが会場になってるんですが、小学校の体育館って車をすぐ近くまで乗りつけて、人をおろしてって構造になってないところが多くて、やっどぎり

ぎり近くまでつけて、そこに、会場にいらっしゃった職員の方も、随分手伝いしていただきまして、それで何とか投票にはこぎつけたということがあったんですけども、そのときにやっぱり改めて、いろんな人が来る前提で、この小学校というものはつくってるわけでは必ずしもないんだなということも考えながら、そもそも何で小学校なんだろうと。人によっては、それが一番近いからということもあるわけですけども、例えばその小学校のそばには別の公共施設があって、そこも投票所になっているんですけども、そこだったら車椅子でも気軽にアクセスできるのにと。こういうようなお話があって、何で同じすぐそばの投票所なのに、そっち使えないんだろかというふうに疑問を投げかけられて、初めて、ああそう言われてみたらそうだなと。でもお話を伺いますと、一応今、決まりでそうなってるからということなんですけども、そのときに相談をたしかしましたら、期日前投票で市役所を使っただけ以外は、ほかにはないんじゃないかという御回答だったんで、今回この法律ができれば、少なくとももっとその人にとっては利便のいいところでも投票できるのではないかなというふうに思った次第であります。これは要望としてお話をさせていただきます。

そして、もう一つですが、これは高齢の方なんですけども、高齢になって視覚障害になりまして、この方の場合、たまたま御家族がいた、若い息子さんがいらっしゃったんで、一緒に連れてってということというので、投票所に入るのには難がなかったんですけども、このときに視覚障害がありますから、代筆をしていただくことを投票でお願いをします。その際に、宣誓文を暗唱させられて、それが非常に、見えない方が初めて聞く言葉を宣誓させられるわけです。私の後についてやってくださいなんて言われたそうなんですけども、そういうふうに言われて、非常に困難を感じて、時間がかかっているところで、息子さんがそれ見とがめて、もうそれだったら引き揚げようよということで、結果的には投票所に行きながら、投票ができなかったということがあったそうなんです。その場の対応ですから、実際そのやりとりがどこまで聞いたとおりのかということもあるんですけども、そういった情報があるかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（塚原健彦君） 当日投票所、期日前投票所も合わせてでございますが、特に当日投票所につきましては、私ども当日、何か不都合ございましたら、市民の方から直接に、あるいは御関係者の方からという形で、御苦情を頂戴いたしてるところでございます。また当日投票所におきましては、各投票所に1冊ずつ日誌を配布いたしまして、さまざまな事象を投票管理者、あるいは庶務担当者を通じて記入してもらっているところでございますが、選挙の都度、全投票所のそういった日誌に目を通しましても、あるいは私どもの事務所に對しましても、残念ながら今議員さんのお話しされてるようなお話というのは、私どものほうには届いておりません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 障害の特質によって、いろいろ配慮してあげなければいけないということがあって、その中では、やりとりの中では、恐らく受ける側がそうも、特別なことと捉えなかったようなことも、気にされるということもあるんだと思います。きちんと記録もつけて対応されてるということでもありますから、これはもう大変結構なことだと思いますし、またそういう利便ということでもいいですし、今回の法改正を機に障害者の方が利用しやすい投票所になるようにということを期待をしておりますので、動向を注視して改善をしていただければということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 開議

○副議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○副議長（中間建二君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成28年第1回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、スポーツ推進のための市内環境整備等についてです。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、現在、国や東京都においてはさまざまな事業が推進されようとしています。特に東京都においては、オリンピック・パラリンピック準備局が設置をされ、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京の実現に向けて多様な事業展開が図られていきます。こうした流れを一方に持ちつつ、翻って東大和市のスポーツ推進の現状を顧みたと、スポーツ団体に所属する市民等の多くの方から関心が払われてきた大きな課題、市内におけるスポーツをする場の不足、そして充実した施設の整備があります。平成28年1月19日付の「スポーツ、身近な運動と外遊びの充実を図る「東大和市スポーツ推進計画」の作成について」においても、東大和市のスポーツ施設の状況と課題として、国のスポーツ施設整備基準の人口10万人から5万人規模との比較、また多摩地区の同規模人口の他市との比較において、その整備のおくれが指摘されております。当然この課題解決を目指して、市において種々の取り組みがなされてきたことと思います。その上で、オリンピック・パラリンピックへ向け都や国を挙げての取り組みが進められようとする中、市の課題として捉えられてきた市内スポーツ施設の環境整備について、今後どのような展望を持たれておられるのでしょうか。また、私も公明党は、2020年の大会の成功は、史上初同一都市で2度目の開催となるパラリンピックの成功なくしてはあり得ないと考えています。東大和市としても、このパラリンピック成功へ向け、障害者スポーツの普及啓発へ向け多様な取り組みをお願いしたいと思います。これらの点について、以下の質問にて確認をさせていただきます。

①スポーツ施設の整備について。

ア、現状の課題はどのようなことがあるのか。その主たる原因はどのようなものか。

イ、課題解決へ向けてこれまで市が取り組んできたことはどのようなものか。その成果はどのようなものか。

ウ、公有地を活用したスポーツ施設整備について、これまで市はどのような取り組みを行ってきたのか。

エ、公有地を活用したスポーツ施設整備を進めることについて、これから市はどのような展開を考えているのか。

②障害者スポーツの普及啓発と整備について。

ア、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催において、特にパラリンピックの成功に向けて機運醸成と障害者スポーツの普及啓発が重要と考える。市としてこれについて、どのように考え行動しようとしているのか。見解を伺う。

イ、市内スポーツ施設において、障害者スポーツのための環境整備を進めるべきと考えるが、市の考えを伺う。

2点目は、地域包括ケアシステムにおける歯及び口腔の健康に関する施策の充実についてです。

高齢者の健康維持を考えると、歯の健康の重要性はつとに指摘される場所です。厚生労働省が進めている21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21の歯の健康においては、歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物をそしゃくするという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものであると述べられております。また、平成8年より実施されている厚生科学研究、口腔保健と全身的な健康状態の関係に関する研究によりますと、80歳高齢者を対象とした統計分析等から、歯の喪失が少なくよくかめている者は、生活の質及び活動能力が高く、運動、視聴覚機能にすぐれていることが明らかになっており、また要介護者における調査においても、口腔衛生状態の改善やそしゃく能力の改善を図ることが誤嚥性肺炎の減少やADL、日常生活動作の改善に有効であることが示されていると報告されています。ここに注意を向けるとき、現在検討が進められている当市の地域包括ケアシステムにおいても、歯及び口腔の健康を推進するための施策を充実させていく必要があると考えます。特に病院から自宅へ戻り、自宅で介護や医療を受けながら生活をされる要介護者においては、さまざまな機能回復をするために食事をきちんとすること、口から栄養を摂取することの重要性をいかに認識し、実際の介護の場面で生かし、取り組みを強化させることができるかが大切であると考えます。

そこで、以下の質問において現状と今後の課題について確認させていただきます。

①現在行われている介護事業において、歯科医療についてはどのようなサービス等が行われているのか。また、その成果を市としてどう捉えているのか。

②地域包括ケアシステム構築に向けて、システムにおける歯科医療の位置づけとその役割について、市はどのような認識を持っているのか。

③胃ろうや点滴ではなく、「食事をする」ことによる要介護者への効果はどのようなものと考えられるか。

④要介護者が食事をして栄養をとることができるようにするため、地域包括ケアシステム構築において「口腔リハビリ」の推進は重要と考える。この点について市の認識と今後の展望を伺う。

3点目は、男性の育児参加とワークライフバランスの推進についてです。

昨年12月25日、第4次男女共同参画基本計画が閣議決定をされました。この計画の中で、改めて強調している視点の一つとして、女性の活躍推進のためにも、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等、あらゆる場面における施策を充実させることが挙げられております。今後さらに社会全体として、男性の育児参加、ワークライフバランスに配慮した施策が推進されることと考える。東京都でも28年度の施策で、女性の活躍推進とともに、ワークライフバランスとの推進を超え、そこに2億7,690万円の予算が計上されているようです。東大和市では、昨年はパパスクールを開催していただくなど、積極的な取り組みを行っていただきました。引き続きこうした事業を推進していただきたく、以下の質問において確認をさせていただきたいと考えます。

①平成27年度における取り組みとその成果について伺う。

②今後の取り組みについて。

ア、啓発活動について、どのような事業展開をしていくのか。特に、27年度に引き続き「パパスクール」の開催を要望するがどうか。

イ、育児参加に取り組む若い父親同士のコミュニケーションの場を広げる施策として、どのようなことが考えられるか。

ウ、市職員におけるワークライフバランスの推進に関する市の見解と今後の展望を伺う。

4点目は、基礎学力向上の取り組みについてです。

市及び教育委員会では、小中学校における学力向上へ多様な取り組みを続けておられることと思います。申すまでもなく、戦後、日本の発展の要因の一つに教育があります。十分な基礎学力をつけた人材が、各産業において懸命に仕事に取り組み、経済の発展を支えました。特に日本経済における製造業など、最先端の技術を駆使する産業の重要性は今後も変わらぬものと考えます。また、サービス業等においても、理数系の知識は不可欠です。これから東大和市の児童・生徒が社会で活躍していくためにも、さらに基礎学力の全体的なレベルアップに尽力していただきたいと考えます。その中でも、理数教育については、その重要性に鑑み、引き続き取り組みを強めていただきたいと願います。昨年的一般質問でも取り上げましたが、理数教育の充実、強化について現場の取り組みを確認させていただければと考えます。あわせて、東京都が新たに支援を検討している放課後の小中学校における学習支援の取り組みについて、市としてどのように認識し、どう取り組もうと考えておられるのかお聞かせいただきたいと考え、以下の質問を行います。

①理数教育の充実・強化に関する取り組みについて。

ア、東京都の学力調査のうち理数科目の結果と、それをどのように捉えているか。

イ、27年度から始まった理数教育に関する事業の成果と今後の展望を伺う。

②東京都が行う放課後の学習支援について。

ア、放課後子ども教室における基礎学力向上等の活動プログラムに対する支援について。

イ、「地域未来塾」の取り組みについて。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、スポーツ施設的环境整備についてであります。スポーツ施設につきましては、社会教育委員会議から出されました提言にもございますように、本市と同じ程度の人口規模の自治体と比べまして、運動施設が不足しているとの認識は持っております。運動施設の整備に当たりましては、用地や財源の確保など、解決すべき課題はございますが、過日の施政方針に対する代表質問の答弁でもお答えいたしましたように、都営住宅の建て替えによる創出用地の活用について、東京都へ市の要望を伝えてありますので、今後必要な調整を進めてまいります。なお、現状の課題と詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、障害者スポーツの普及啓発と環境整備についてであります。東京都では2020年東京オリンピック・パラリンピックの大会の成功に向けて、平成27年度より普及啓発事業や障害者スポーツ施設振興事業に対する補助事業を創設いたしました。市では、この補助金を活用し、平成27年度車椅子バスケットボールを通じての啓発事業を実施いたしました。こうした事業を一過性のもので終わらせることなく、引き続きスポーツ推進委員や障害者スポーツ団体の協力を得る中で、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。なお、パラリンピックの成功に向けた機運醸成と障害者スポーツの普及啓発等、詳細につきましては教育委員会から説明

をお願いします。

次に、介護事業における歯科医療に係るサービスの現状と成果についてであります。介護保険施設や在宅介護の現場におきまして、医療保険の適用による一般的な歯科治療及び介護保険の適用による口腔内の洗浄や舌の体操といった口腔ケア、口腔リハビリが実施されております。成果につきましては、口腔ケアや口腔リハビリを行うことで、感染症の予防や摂食嚥下機能の維持向上などに有効であると考えております。

次に、地域包括ケアシステムにおける歯科医療の位置づけと、その役割についてであります。介護現場におきましては、適切な歯科診療及び口腔ケアや口腔リハビリが行われることにより、栄養状況が改善され、生活機能の向上が図られるとともに、感染症の予防にもつながると認識しております。

次に、食事をすることによる要介護者への効果についてであります。自分の口から食べられるということは、生きる意欲につながるとともに、誤嚥性肺炎などの感染症の予防や日常生活における機能の向上が図られ、身体的及び精神的な健康度がふえるといった効果があると考えております。

次に、地域包括ケアシステムにおける口腔リハビリの推進についてであります。地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療、介護の連携を推進する中で、在宅歯科診療や口腔ケア等につきましても重要であると認識しております。今後につきましては、地域の医療、介護関係者との連携をさらに強化し、東大和市歯科医師会との調整を図りながら、口腔ケアや口腔リハビリの提供体制の構築を図るとともに、市民の皆様への正しい知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、男性の育児参加とワークライフバランスの推進についてであります。平成27年度は「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指し、さまざまな子育て施策を推進してまいりました。その中で、男性の育児参加に係る事業といたしまして、子育て応援事業「パパスクール」や、成人趣味教養講座「父親を楽しむ！パパ講座」、男女共同参画講座などを開催いたしました。参加された多くの父親からは、子育てだけでなく、夫婦のパートナーシップや産後ケアなどの話が聞けてよかったなど好評をいただきました。当市におきましても、育児に積極的にかかわりたいと思う父親がふえてきていることを実感しております。

次に、パパスクールの今後の取り組みについてであります。平成27年度に開催しました子育て応援事業、パパスクールは、NPO法人ファザーリング・ジャパンが各地で開催する父親向けの子育て講座を、国の地方創生交付金を活用して当市で実施したものであります。今後の開催につきましては、参加者の意見や他の父親向け事業を参考にするとともに、補助金の活用などの情報を収集し、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、育児に取り組む若い父親同士のコミュニケーションの場を広げる施策についてであります。平成27年度に開催しましたパパスクールは、父親同士が子育てを通して情報交換を行い、コミュニケーションを深め、ネットワークづくりの機会となっただけであればよいと考えておりましたが、初対面の父親同士がすぐにネットワークをつくることは難しいようでしたので、まずは子供を通して父親同士が集える場の提供が重要と考えております。子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育て講座などに父親の参加がふえてきておりますので、今後も父親が参加できる事業や情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、市の職員におけるワークライフバランスについてであります。平成27年4月に策定いたしました次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画において、職員の勤務環境の整備について定めております。この中で、時間外勤務の縮減のために、水曜日を一斉退庁日とすることや、ワークライフバランス強化月間の設置などにより、時間外勤務縮減の意義を職員に喚起することとしております。今後も一斉退庁日におけ

る職員の定時退庁の徹底や、有給休暇の取得推進などにより、ワークライフバランスの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、理数教育の充実・強化に関する取り組みについてであります。当市の東京都の学力調査における理数科目の結果につきましては、年々、東京都の平均正答率に近づいている状況であり、児童・生徒の理数の基礎学力の向上が図られております。また平成27年度は、各小中学校におきまして企業や大学と連携して、東京都の理数特別授業プログラム事業に取り組んでおります。これらの取り組みにより、児童・生徒の理数への興味関心が高まっていると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、放課後子ども教室における基礎学力向上等の活動プログラムに対する支援についてであります。放課後子ども教室は放課後に子供たちが安心安全で健やかな居場所として、学校や地域の協力を得て実施しております。現在、放課後子ども教室では、予習や復習、補習等の学習活動を行う場所を確保し、児童の見守りを行っておりますが、基礎学力のためのプログラムは組んでおりません。

次に、地域未来塾の取り組みについてであります。地域未来塾につきましては、学校支援地域本部が中心となって運営していくことから、現時点で実施することは考えておりません。現在、各小中学校で実施しております放課後や休業日における補習教室を、さらに充実できるよう努めてまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、スポーツ施設の整備における現状の課題と、その原因につきまして御説明いたします。

先ほどの市長答弁にもありましたように、多摩地域の類似団体と比較しても、スポーツ施設が全般にわたって不足していることは課題であります。また、スポーツ施設の大半が市の南部に設置されておりますが、このことは当市の特徴であると同時に課題であるとも考えております。その主たる原因としましては、市内の主な運動施設が東大和東部土地区画整理事業や大和基地跡地の利用計画など、大規模な事業に合わせ整備を進めたためであると認識しております。

2点目の課題解決に向けたこれまでの取り組みについてであります。市内で新たな体育施設の用地は確保できないため、警視庁グラウンドや自治大学校グラウンドなど、他団体が所有する施設の利用拡大に努めてきました。また東京都が所有する都立東大和南公園内の運動施設につきましても、地元の優先利用枠を最大限に活用しまして、市民体育大会等での利用を図ってきたところであります。

3点目の都営地を活用したスポーツ施設整備についてのこれまでの取り組みについてであります。市内に不足するスポーツ施設の整備に関しましては、過去に市議会で議論を踏まえる中で、都営住宅の用地を運動施設用地として暫定利用させていただけないかと、東京都の担当者にお話を伺った経緯がございます。その当時のお話では、暫定利用については用地利用が恒久化する傾向にあるため、新規の許可は難しいとのことでありました。

4点目の都営地を活用したスポーツ施設整備を進めることについての今後の展開であります。これまで御説明した経過を踏まえまして、教育委員会ではスポーツ施設整備のための用地の確保が重要な課題であると考えております。そのため、都営住宅の創出用地などを含め、今後も市長部局と連携をとる中で、用地確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、障害者スポーツの普及啓発と環境整備について御説明いたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、特にパラリンピックの成功に向けた機運醸成と障害者スポーツの普及啓発につきましては、市長の答弁にもございましたように、今年度は東京都の市町村支援事業による補助金を活用する中で、東京都車椅子バスケットボール連盟の第35回三澤杯記念大会を開催し、また小学校3校での競技用車椅子体験教室を実施いたしました。特に先月開催しました車椅子バスケットボール大会には、140人を超える市民の皆様にご来場いただきました。またスポーツ推進委員の活動の中でも、東京都多摩障害者スポーツセンターと共催で、障害者バドミントン教室を実施したところであります。来年度以降につきましても、障害者スポーツの普及啓発に努めてまいります。

2点目の障害者スポーツのための環境整備についてであります。平成28年度の当初予算では、東京都のスポーツ施設整備費補助金を活用した市民体育館のトイレバリアフリー化工事の予算を計上させていただきました。市内の体育施設につきましては、設置から30年以上経過した施設が多く、障害のある方への配慮が十分でない施設もあることから、今後もこうした補助制度を活用しながら、誰もが利用しやすい施設となるよう環境整備を進めてまいります。

次に、理科教育の充実・強化に関する取り組みについてであります。平成27年度は当市の実態に基づき、理数教育の充実・強化に取り組みました。各小中学校におきましては、理数好きな児童・生徒を育てるために、企業や大学と連携して取り組んだ理数特別授業プログラム事業のほか、理科の観察実験の準備に係る補助員の整備事業や、市主催の小学生科学展などを実施してまいりました。結果といたしまして、平成27年度の東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査におきましては、中学校2学年の理科の関心、意欲、態度の観点で東京都の平均を上回っている状況も見られました。今後もこれらの事業を引き続き展開していくとともに、当市の自然環境も生かしながら、児童・生徒の理数への興味関心を高め、基礎学力の向上を図ってまいります。

次に、地域未来塾の取り組みについてであります。地域未来塾につきましては、子供の貧困対策の総合的な推進として文部科学省が進めているもので、家庭での学習習慣が十分についていない中学生を対象に、学校支援地域本部を活用しながら、学習支援を充実し、子供の学力を保障するというものであります。当市におきましては、平成27年度からやまとつくんとつくん塾及び各小中学校で実施しております放課後や休業日における補習教室を学力ステップアップ推進地域指定事業として充実させているところであります。今後、他区の区市で実施される地域未来塾の情報も収集し、家庭や地域と連携した児童・生徒の学力の向上に力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございます。かなり詳しく市長並びに教育長に御答弁いただきまして、再質問させていただきやすくなったというふうに思っております。

順次、再質問させていただきます。

まず、公有地を活用したスポーツ環境の整備ということでございますけれども、東大和市のスポーツ環境の現状と課題、主たる原因、さまざま地理的条件ですとか開発の問題等々、さまざまな原因があるということを理解をさせていただきました。

1点、確認なんです。やはり市の独自の判断で有効に活用できるこの土地を、現在所有していないということが、やはり大きな原因の一つというふうに考えてよろしいのか、この点について伺います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 過去に市が設置した運動施設を見ましても、上仲原公園運動場につきましては、

東部土地区画整理事業、市民体育館や市民プール、桜が丘市民広場は、大和基地跡地の利用計画と大規模な事業に関連する中で用地を確保してきた経過がございます。こうした経過からも、市内には国有地、所有地等を含め未利用地の用地が散見されますが、市の独自の判断で有効に活用できる大規模な土地についてはないと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

そして、また課題解決に向け、さまざまなお取り組みしていただいているということも、御答弁いただきました。他団体の所有する施設の利用拡大、また東大和南公園の地元枠の最大に使うということ、大変御努力いただいているというふうに認識いたしました。こういった課題解決に向けて、最も注意を払って苦心した点、どのようなことがありますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 近隣市に比べ運動施設が不足している本市では、これまでも議員さんの今の質問にございましたように、自治大学校や警視庁のグラウンド、さらには都立公園の運動施設など、他団体が所有する施設をお借りすることで不足する施設を補ってまいりました。しかしながら、他団体が所有する施設ですので、相手方の利用を妨げない範囲での利用となることから、必ずしも本市の利用団体が希望する日時にお借りできるとは限りませんので、そうした点では調整に苦勞したことはございました。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった意味では、東大和市民の方々が、なかなか希望どおりに使えない現状があるというふうに認識をさせていただきました。

そして、これからの取り組みにおいて、こういった事例も踏まえまして留意すべき点はどのようなこととお考えになってるのでしょうか、お伺いいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 今後の取り組みの中で留意しなければならない点ということでございますけども、先ほど市長答弁にもございましたように、現在、都営住宅の建て替えによる創出用地の活用につきまして、東京都のほうへ市の要望をお伝えしたところでございます。創出用地の活用につきましては、市内に不足する運動施設を解消する最も有力な方法の一つであると認識しております。今後につきましては、関係する部署と連携を密にとりながら、また情報共有を図る中で、東京都と調整していくことが肝要であるというふうに考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今、所有地の活用ということで御答弁いただきました。やはり私自身も、こういった課題解決に向けては、現在、空地となっております所有地の活用を図っていくことは重要であるというふうに考えております。今お述べいただいた点が、やはりこれからそういった物事を進めていく基本的スタンスになるのかどうかということ、再度確認と、あとこれまでそういったスポーツ施設の整備について所有地を活用することについて、これまで市はどのように動いてきたのか、また都の動きはどうであったのか、簡単で結構ですので、再度、御答弁いただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 所有地活用の基本的なスタンスについて、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

基本的なスタンスといたしましては、3点ほど考えられるかと思えます。1つといたしましては、運動施設

ということですので、一定規模の用地が必要ではないかということです。それから、2点目といたしましては、市の負担が極力少ない形でということが2点目でございます。3点目といたしましては、長期にわたって継続して使用可能であるということが、基本的なスタンスだというふうに考えております。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 後段の質問でございまして、これまでの都有地、空き地となっている都有地についての対応でございます。

これまででございますけれども、空き地の都有地については、近隣の東久留米市のほうで、南町というところがあるんですけども、都営住宅の建て替えに合わせて未利用地を有償で借りまして、グラウンドとして市民に開放してるといような事例があるということを知っておりましたので、本市においても都営住宅の用地を運動施設として暫定利用させていただけないかというふうに、東京都の担当者のほうに相談をしに行った経過がございます。東京都のほうのお話では、暫定利用につきましては、用地を必要とする理由や利用計画、場所、期間等の内容を市側から提示を受ける中で、財務局と都市整備局の調整を図ることになっていくというような流れは教えていただきましたけれども、基本的には土地利用が恒久化する傾向にあるということで、利用の許可については難しいというようなお返事をいただいていたところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 相当市民の方の希望も酌んで動いていただいているながら、なかなか壁が厚いという中で御苦労されているなというのを感じさせていただきました。この都有地の活用という点につきましては、今後どのような取り組みを展開しようと考えてるのかについて伺いたいと思うんですけども、特に都有地の空き地ということについては、まず私が一番初めに思い浮かぶのが、建て替えが既に済んでます都営向原アパート跡地でございます。ここについては、都が主導した住宅建設計画の影響はまだあるかというふうに思いますけれども、ある地元の自治会長さんにお話を伺いますと、やはり目の前がずっとあいてると。子供たちが元気よく遊ぶために、この遊び場ですとかグラウンドとして、これを活用してほしいんだというような、そういった希望を持っておられるようでもございました。都の方針として、どのようなことがあるのかも含めまして、この向原の地にスポーツ施設の整備を進めることが可能なかどうか、この点についてお伺いいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 向原団地につきましては、団地の建て替えが終了しているため、団地の建設に関連させることにおきまして、東京都と連携して公共施設を整備するということはできません。向原団地の創出用地につきましては、団地の建て替えとは別の視点で、今東京都のほうで利活用を検討してるといったような状況になっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、確認ですけれども、東京都が何をするかによって、あの空き地は使われ方が決まってくるということで、市としては手をつけることができないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今向原の創出用地につきましては、東京都が利活用を検討している段階ということになっております。しかしながら、地元の自治体としては、そういった東京都の動きを見ながら、地元の意向等、市の考え等を今後伝えていきたいというふうには考えているところです。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

それと、あわせて、こちらでなかなか動かないとすると、どういった市内のほかの公有地を活用することができるのかということについて伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） ほかの公有地ということだと、東京街道団地が現在建て替えの事業中でございますので、建て替えの事業中ということですから、市のまちづくりに資する用地の活用が、こちらのほうではできるのではないかとこのふうには思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

建て替えの建設に関連して整備するということかというふうに思います。東京街道団地、同会派の議員からもさまざまな点で御質問もさしていただきましたけれども、この創出用地、ぜひともそうしましたら、向原よりもより可能性は大きいというふうに思いますので、ぜひともそういった方向性で話を進めていただきたいと思いますというふうに思いますけれども、この点について市の考えを改めて御確認させていただきます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 施政方針に対する代表質問で答弁いたしましたように、スポーツ施設の整備に当たりましては用地の確保が課題であると考えており、東京都に対し東京街道団地の創出用地に多目的な運動広場を設置するよう要望したところであります。御質問者おっしゃることを踏まえまして、引き続き東京都と調整を進め、運動広場設置の実現に向けて努力したいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） これからも課題は多いと思いますけれども、ぜひとも各部局、連携していただきながら、進めていただければというふうに思います。よろしく伺います。

続きまして、②の障害者スポーツの普及啓発と環境整備について伺います。

先日、市長答弁等でもおっしゃっていただきました車椅子バスケットボール大会、これ私も公明党の市議団も全員で参加をさせていただきまして、選手たちの迫力ある試合、間近で見せていただきました。百聞は一見にしかずでございます、すばらしい試合を見せていただいたというふうな実感を持っております。多くの市民の方に、このように実際に障害者スポーツに触れていただきたい、この触れることが普及啓発に大きく寄与するものであるというふうに感じました。

東京都教育委員会におきましても、オリンピック・パラリンピック教育の実施方針が策定をされておりまして、その中で重点的に育成すべき5つの資質が挙げられております。障害者理解もその中にございます。そこには、障害の有無にかかわらず、全ての人々が同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていく力を身につけることは、真の共生社会を実現する上で非常に重要である。このため障害者理解の学習、障害者スポーツの体験や障害者との交流など、障害者理解を進める教育を一層充実させ、多様性を尊重し、障害を理解する心のバリアフリーを子供たちに浸透させるというふうでございます。

そういった観点からも、この障害者スポーツの普及啓発、全都を挙げて取り組みを進めているところでございます。既に答弁、市長答弁、教育長答弁でございましたので、重なる部分もあるかと思っておりますけれども、簡単に結構でございますので、再度この障害者スポーツの普及についての取り組みをお伺いできればと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） そうですね、障害者スポーツの普及啓発についてでございますけれども、2020年のオリンピック・パラリンピック大会の開催に向けまして、特に障害者スポーツの普及啓発のほうを進めていきたいと思っております。市長答弁にもございましたとおり、本年度実施をいたしました車椅子バスケットボール大会、そして競技用車椅子の体験教室、こちらもまた小学校のほうで、ぜひやりたいなと思っております。こ

のほかスポーツ推進委員のほうと、また東京都多摩障害者スポーツセンターの協力を得る中で、バドミントン大会やボッチャですね、ボッチャと呼ばれる、これはパラリンピックの正式種目になっておりますけれども、そちらのスポーツの大会など、誰もが参加できるようなスポーツを実施することで、障害者スポーツの普及啓発事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、子供たちも含め、多くの市民の方に関心を持っていただけるような普及啓発の取り組み、よろしく願い申し上げます。

それと、あと障害者スポーツの環境整備に向けての事業なんですけれども、28年度におきましては市民体育館のバリアフリー化というようなことを予定されているというふうに伺いました。東京都でも、当然その東京都からの補助事業を活用するというところでございますけれども、市長、教育長答弁以外で、これに関する詳細、何かありましたらお伺いできればと思います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 障害者スポーツの環境整備に向けましたトイレのバリアフリー工事につきましては、床タイルをシート化に改修するだとか、あとは和風大便器を洋風大便器に交換するとか、あとトイレブースの扉を内開きから外開きにするとか、ブース内手すりの設置を考えております。このほかにも、ソフトの部分ではございますが、都の補助金を活用いたしまして、障害者が継続的に参加できるスポーツを行うための競技用品、具体的に先ほど部長のほうから答弁ございましたボッチャのセットを購入する予算も、あわせて計上させていただいたと。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざまな取り組みを予定されているということで、ぜひとも新年度、よろしく願い申し上げます。

それと1点、これは上仲原公園のテニスコートなんですけれども、利用者の方から車椅子が、今現在、この段差があって出入口、入場しにくいというようなお話ございました。今回こういったことを機に、ぜひとも車椅子の方も利用しやすいような出入口の工夫、改善ということについて要望がありますけれども、この点についてぜひとも進めていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 上仲原公園のテニスコートの関係でございますけれども、こちらテニスコートにつきましては、昭和56年の4月に開設をいたしまして、その後、平成25年度にコートのほう、砂入り人工芝に改修を行いまして、利用率も伸びておりまして、市民の皆様のほうに利用の拡大をさせていただいているというところでございます。しかしながら、開設から30年以上もたっておりまして、議員のお話のようにコートの入り口部分については段差がございます。ですので、バリアフリーの観点から申し上げますと、十分ではないというふうに認識してございます。こうした点につきましては、今後、指定管理者と相談する中で、段差解消のための方策、何か考えていけないかにつきまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、よろしくお取り組みのほう、お願いいたします。

以上で、1点目の質問につきましては終了させていただきます。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。地域包括ケアシステムにおける歯科、口腔リハビリ等のことについてでございます。

市長答弁、さまざまいただきましてありがとうございます。現在のサービスのあらまし、大体伺いました。

その詳細について、少し伺わせていただければと思います。現在この歯科診療等につきまして、こういった体制が組まれているのか、また参加されている歯科医師の方、どれぐらいいらっしゃるのか、この点について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 体制についてでございますけれども、歯科医師の判断のもと、歯科医療や口腔ケア等のサービスの提供が行われております。歯科医師のほか、薬剤師、歯科衛生士もサービスの提供を行ってございます。提供したサービスの状況でございますけれども、歯科医師に報告が行われ、必要があれば介護のケアプランを作成するケアマネジャーにも情報提供が行われているところでございます。

それから、訪問診療でございますけれども、市内には現在42の歯科診療所がございますけれども、そのうち11カ所において訪問診療が可能ということで聞いております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

各関係者とも連携を密にとりながら、また11カ所の歯科医師の方に御協力いただきながらということで、随分厚くやっていたいただいているのかなというふうにも感じました。それとあと、重ねてのお話になるかもしれないんですが、要介護者へのケアをどのようにしていくか、こういった関係者と協議をする、相談をする際に、検討に必要な項目として歯科診療、口腔リハビリ、これは取り上げられているのかどうか、全ての要介護者にこの点についての検討がなされているのかどうかについてお伺いいたします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護サービスを提供する際でございますけれども、ケアマネジャーがケアプランを作成いたします。その際、課題分析、アセスメントの項目の一つに、口腔衛生というものがございます。歯、口腔内の状態や口腔衛生に関する内容を分析をすることとなっております。その結果、サービス提供を行うためのサービス担当者会議を実施して、ケアプランを作成しているといったところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった点にも注目していただきながら、ケアプランを作成されているということで承知させていただきました。この現状での成果をどう捉えているのか、御認識を伺いたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 口腔ケア、口腔リハビリによる感染症の予防、あるいは接触嚥下機能の維持向上が図られるというとともに、多職種による支援のもと、自分の口から食べられる楽しみを得られるようになるというふうに考えてございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしましたら、それらの点についてさらにちょっと詳しく伺いたいと思うんですが、市長答弁で位置づけの中で3点ほど挙げられております。それについて、詳細を伺いたいと思います。まず、歯科診療及び口腔ケアリハビリが栄養状態の改善に与える効果、影響はどのようなものがあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 口腔内のトラブルでございますけれども、食事摂取量の減少に伴いまして、栄養状態の悪化を招く、特に高齢者の場合は低栄養状態によります免疫力の低下や、褥瘡につながるおそれもございます。口腔ケアを行うことによりまして、歯科疾患の予防だけではなく、栄養状態の改善につながり、貧血や骨折の予防、意識レベルの改善など、副次的な成果が得られるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 次に、生活機能の向上については具体的にどのような向上が見られるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 栄養状態が改善されることによりまして、体の各機関が本来あるべき活動を行えるようになるということ、また食べることによりまして、筋力が維持され、活動性の維持も向上をいたします。

そのため、立つ、歩く、物をとる、食べる、しゃべるといった日常生活に必要な動作全般にわたって、よい影響が期待できるというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

続きまして、感染症の予防につきまして具体的にどのような感染症が予防できるのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 具体的に感染症といたしまして、誤嚥性の肺炎が挙げられてございます。70歳以上の肺炎の多くは、この誤嚥性の肺炎と言われているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。かなり効果があるということ、具体的な例、引いていただきながら御答弁いただきまして、ありがとうございます。

やはり口から食事をするということ、健康であればさほど重要性を意識しないんですけども、口から食事ができなくなった場合、そういった状態になった場合には、それがいかに重要であるかということが如実にあらわれるわけでございます。私ども公明党会派で、市内の歯科医師の方からお話を伺ったんですけども、要介護者の方が口からの栄養摂取がしづらくなりまして、その方の医療、介護に携わる関係者も、この口からの栄養摂取、諦めたほうがいいのかというふうに判断をされました。その方、また家族の方が歯科医師の訪問診療を受けまして、入れ歯、義歯を調整し、口腔リハビリにつきましても家族の方が参加をしていただいて、粘り強く行っていったそうでございます。そうしましたら、次第に物をかんでのみ込めるようになりまして、食事ができるようになりました。そうしますと、今まで乏しかった表情も明るくなりまして、おしゃべりまでできるように回復した、こういった事例を教えてくださいました。そういった映像も見せていただきましたけども、劇的と言ってもいいぐらい改善をされたというふうに認識をさせていただきました。

口腔リハビリに携わるある歯科医師の方のレポート、これはメディカルリハビリテーション、ナンバー158という、この雑誌に載ってたんですけども、そこには食べる機能の回復は、単に身体にかかわる栄養維持や水分補給だけの問題ではなく、生活の基盤として食べる楽しみ、食べた満足感という点から精神的にも栄養や潤いを与え、その方の生活の質、QOL——クオリティ・オブ・ライフ、さらには人生の質、QOH——クオリティ・オブ・ヒューマンライフにも影響を与える、このように述べられておられます。私たちは、改めてその重要性を再認識する必要があるというふうに実感いたしました。

市長答弁におきましても、口から食事をするということについて、生きる意欲、誤嚥性肺炎の予防など、身体的、精神的な健康度がふえるというふうにございました。これらの具体的な事例をつかんでおられれば、教示をしていただきたいと思います。その上で、このことの重要性を、介護をするときにかかわる皆さん、関係者の皆さんに、ぜひ共通認識として持っていただきたいというふうに思います。認識が共有されることで、さまざまな角度から気づきを生む頻度がふえると思われるからでございます。この点に関しまして、これまでの市の介護現場での現状と今後についての展望、認識をお伺いしたいと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 口から食事をするものの具体的な事例なんですけども、今議員がおっしゃったような事例が、私どもも把握をしております。それから、介護現場での重要性ということでございますけれども、やはり口腔ケアですとか口腔リハビリの重要性というのを、やっぱり介護従事者が理解することが重要であるというふうに考えてございます。こうした中、歯科医師会におきましては、介護従事者を対象とした症例検討会というものを、年1回、開催してございます。また市においても、医療介護連携の事業におきまして、

平成26年度に歯科医師の先生を招きまして、口から食べる重要性について、講習会を実施したところでございます。今後につきましては、地域包括ケアの推進会議ですとか部会での研修や講習会を通じまして、口腔ケア、口腔リハビリの重要性について、その認識をさらに深めていけるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

また、口腔リハビリの重要性の一つには、廃用症候群の防止、もしくはそこからの機能回復ということが挙げられます。廃用症候群とは、過度に安静にすることや活動性が低下したことによる身体に生じた状態のことで、生活不活発病、またはディスユースシンドロームとも呼ばれるそうでございます。特に高齢者の方につきましては、短期間で歩けない、起き上がれないという状態になってしまいます。使われない機能はたちまち衰えてしまいます。それは口腔機能も例外ではなくて、口を動かさないので食べられない、表情も乏しい、話もできなくなってしまう、これが高齢者に多い誤嚥性肺炎の原因の一つでもあるわけでございます。これを防ぐために、先ほどからおっしゃっていただいております歯科診療を行う、例えば入れ歯をその人の現状に即したように工夫をしてつくる、カスタマイズしていく、そういったことによってそしゃくできるようになったり、また口腔内を清潔に保ち、口腔リハビリで機能回復と維持に努めること、こういったことがやはり大事であるなというふうに認識をしております。

市長答弁で、在宅での歯科診療、口腔リハビリ等の重要性を認識し、提供体制の構築、正しい知識の普及啓発をしていくというふうな御答弁がございました。大変心強い答弁だったというふうに思います。改めての質問になりますけれども、こうした位置づけに対する認識をもとにいたしますと、この地域包括ケアシステムにおいて歯科診療、口腔ケア、口腔リハビリ、重要な位置を占めるものと考えて差し支えないのかという点。であるならば、症状の有無にかかわらず、要介護者の方、全てに対しましてこの点からのアプローチをしていくことを必須とすべであるというふうに思います。市の認識はどうか。また、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、知識の普及啓発ということ、市民に対して具体的にどのような方法を考えておられるのか伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護サービスを提供する際には、先ほども答弁させていただきましたケアマネジャーがケアプランを作成する時点で、口腔衛生について分析をするということになってございます。したがって、その経過におきまして適切なアセスメントによるサービス提供が行われているというふうに考えてございます。

なお、知識の普及啓発でございますけれども、高齢者、その家族、介護従事者、全ての方において必要だというふうに考えてございます。市では、現在、高齢者の方に対しまして、介護予防事業のお口の健康と栄養教室、その他、介護予防教室におきまして、口腔に関する知識の普及啓発を実施しております。さらに今後は介護従事者を含めて、さらなる普及に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ますますこれから高齢者の方がふえるわけございまして、その家族の方にも、また多くの市民の方にも、当然その介護にかかわる方々全てに対しましても、この歯科診療、また口腔ケア、口腔リハビリの重要性、ぜひとも認識を新たにしていきたい、そのために市のほうにも、ぜひとも今おっしゃっていただいたような御努力をお願いしたいというふうに思います。

これからますますこのシステムの構築に向けて、さまざまな議論、検討が進んでいくかというふうに思います。やはりこの点につきまして、市の歯科医師会の方との連携を密にしながら、先ほど11カ所というようなお話ございましたけれども、より多くの歯科医師の方に御協力いただけるように、市として十分な働きかけをお願いしたいというふうに思います。この歯科医師会を中心といたしました歯科医師との連携強化という点について、市の認識をお伺いしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほど来、参事から御答弁させていただいておりますし、市長からも御答弁させていただきましたけれども、地域包括ケアシステムの構築におきましては、在宅医療介護の切れ目ない提供が今後ますます重要になってまいります。歯科医師会とは引き続き連携を図りながら、さらに地域包括ケアシステムの充実に向けまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願い申し上げます。

また、これもちょっと雑誌のレポートなんですけれども、「診断と治療」という雑誌、ボリューム102のナンバー12、この号に足立区の歯科医師の方のレポート書いてございました。在宅医療を行う中で、歯科医師と主治医、また看護師等が連携を深めながら積極的に訪問歯科診療や口腔リハビリ、口腔ケアを行う重要性を力説しております。当然、今御答弁いただきましたとおり、市としてもその重要性は認識されてることと思います。そのレポートの最後の文章なんですけれども、医科で訪問看護ステーションの看護師が主治医をフォローしているように、歯科にも訪問口腔ケアステーションが制度化されないものだろうかというふうに問いかけをいたしまして、この連携の強化というものを切に望んでおられました。これは国全体の大きな話になってしまいかもしれませんが、当市は当市のこの規模に合った形で、ぜひそういった点についても十分に留意をしながら、地域包括ケアシステムの中におきまして、各専門家が連携をし合い、よりよい医療、よりよい介護が行われますよう、ぜひとも望みたいというふうに思っております。

要介護者の方のQOLを向上させていただきたいと思います。昨今では、エンド・オブ・ライフケア、こういった言葉がございまして、人生の最終まで本人が望むような自分らしい生活を送れるよう、周囲がケアサポートしていくことの意義、こういったことも言われております。そのためにも、質問の中でもございました廃用症候群を防ぎまして、食べることができる、しゃべることができる、また笑える日常が続くよう、今後とも地域包括ケアシステムの構築に全力で取り組んでいただきたいと要望いたしまして、この質問、終了させていただきます。

続きまして、男性の育児参加等の質問に移らせていただきます。

さまざま市長答弁等していただきまして、ありがとうございます。また、再度の問いかけになるわけですが、平成27年度の取り組みにおけます特徴はどのような点だったのか、また担当部局としてどのような点に重きを置いて取り組んできたのか、その狙いと設定された目標、それに対しての成果をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。特にパパスクールの取り組みについて、さらなる詳細を教えてくださいというふうに思います。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 27年度の取り組みの特徴、目標、成果についてでございます。平成27年度開催いたしました子育て講座の特徴といたしましては、パパスクール、パパ講座、「お父さんと一緒に作るプロの味！」など、講座の参加者を具体的に子育て世代の父親とした講座を開催したことが挙げられます。男女共同参画社会の実現や、ワークライフバランスの推進には、父親の子育てへの参加、家事分担、夫婦間でのパ

ートナーシップなどが必要であり、どの事業も単発、1日限りのものではなく、テーマを決め、複数回開催をして父親が子育てについて学ぶ講座となりました。また保育つき講座とすることや、土曜日や日曜日に開催することで、参加しやすい講座としたことが挙げられます。どの講座にも、多くの父親に御参加をいただき、子育ての仕方だけでなく、夫婦でどのように子育てをしていくかや、夫婦間での役割分担や意思疎通の大切さを学んでいただきました。講座の後のアンケートでは、とても参考になったとの回答をいただいております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

さまざまなお取り組みをしていただいて、成果が上がってきているのかなというふうに感じさせていただきました。それらにつきまして、今度、28年度においては、どのように生かしていこうと考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○子育て支援課長(高橋宏之君) 28年度以降の関係でございます。今回のパパスクールに参加をしていただいた方のアンケートでは、日ごろから子育てに関心があり、子育てを楽しんでいると感じていらっしゃるという回答の方がほとんどでございました。日ごろから子育てにかかわっている父親の参加だったというふうに推測されます。講座終了後も、今回学んだことを生かしていきたいという積極的な回答を多くいただきました。ただ、パパスクールのもう一つの目的でございましたグループづくりにつきましては、講座終了後に集まりを持ち、お茶飲みやグループづくりを提案をいたしました。忙しさから集まることができませんでした。若い父親に、急に地域の中で活動してくださいと言っても難しかったかもしれません。今回、参加していただいた方々は、子育てに関心のある方々でありましたので、これからは育児に参加することにより、子供を通して地域のつながりを持ち、いずれは地域で活躍するお父さんになっていただける方というふうに考えております。

また一方で、仕事が忙しくて子育てにかかわれない父親や、子育てに関心のない父親に、どのように周知していくかが今後の課題というふうになるというふうに考えます。今後も子育て支援事業への参加や、今、妊娠届提出時にお渡ししております父親ハンドブックの活用や、両親学級などでの情報提供、あと今後、配信を予定しております子育てアプリの周知などによりまして、子育てへの関心を高めていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) 今御答弁いただきまして、関心のある方、参加されてる方については、より以上に地域のほうでネットワークをつくりながら活躍していただきたいということ、その点、非常に重要であると思います。また、特に関心のない方、参加されてない方についての意識の向上、これが非常に重要な点であるというふうに思います。男女共同参画やワークライフのバランスの推進、また男性の育児参加、こういったことはやはり外側の枠組みを構築していくことは当然でありますけれども、その主体者であるお一人お一人の若いお父さん方、また一人一人の市民の方の内的規範と申しますか、その価値観、これを変えていく必要がやはりどうしてもあるのかなというふうに感じます。やはり外側のハードをバージョンアップしても、中身のソフトが古いままでは、やはりどれだけ行政が施策を打って努力しても効果があらわれにくい、そういったことも考えられます。その価値観を変えようということにつきましては、ある一面でいえば物事を判断する尺度を変えることでございまして、尺度を変えるためには、物事への認識のあり方を変える必要があります。認識なくして正しい評価はありません。正しい評価がなければ、新しい価値観もつくられないというふうに思います。そこで、特に子育て世代の男性、今までにない新しい視点、新しい気づきを与えられるような啓発活動……

[停電]

○副議長（中間建二君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、北田総務部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（北田和雄君） 議会開催中、お時間をいただき、ありがとうございます。

午前中の停電についてであります。送電線の不都合によるもので、原因は東京電力が現在調査中です。停電の範囲ですけれども、東大和、武蔵村山のほぼ全域と立川の一部でありました。現在は復旧済みでございます。なお、停電による事故の発生等は確認はされておられません。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） それでは、午前中に引き続きまして、改めて質問させていただきます。

若い男性、若いお父さんの方々に対する新しい視点、新しい気づきを与えられるような普及啓発活動、この重要性について、次年度以降、どのような取り組みをなされるのか、御見解を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 父親の子育て参加は、男女共同参画やワークライフバランスを推進していく上で、必要なものであると考えておるところでございます。父親の子育てに関する意識が変革してきてると言われておりますが、まだまだ父親は家族や家庭を支えるために仕事中心の生活になり、共稼ぎ世帯でも子育ては母親が主に受け持つ傾向にあるようでございます。今後も男女共同参画やワークライフバランスの推進のため、男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行の変革を目指し、周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも、この周知、啓発、よろしく願いいたします。

少し角度を変えまして、内閣府ではさんきゅうパパプロジェクト、こういったものを展開されてるようでございます。ロゴマークの活用ですとか、ここで出ております「さんきゅうパパ準備BOOK」、こういったものも出てるそうでございますけれども、これらの活用は当市ではどのようにされておられるでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） さんきゅうパパプロジェクトについてでございます。さんきゅうパパプロジェクトは、少子化社会対策大綱で掲げられた目標でございます。5年後、2020年に配偶者の出産直後の休暇取得率80%の達成に向けて、男性の休暇取得を推進していくものでございます。妻の主産直後に男性が休暇を取得し、家族との時間を過ごすことで、父親であることを実感し、家族の結びつきを深め、育児や家事のきっかけにして、これまでの働き方や生活を御夫婦で考える機会としていただくものでございます。内閣府子ども・子育て本部では、さんきゅうパパプロジェクトの啓発や目標達成のために、ロゴマーク、そして「さんきゅうパパ準備BOOK」を作成しております。プロジェクトの趣旨に賛同し、これらを使用、活用したい企業等は、内閣府のウェブサイトからダウンロードして使用するというようになっております。現在、当市では利用実績はございませんが、父親のワークライフバランスの推進等への活用について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひ、当市におきましても、また当市にごぞいます企業におきましても、こういったものを積極的に御活用いただけるように周知徹底をお願いしたいと思います。これは国を挙げての取り組みだということですので、よろしくお願ひ申し上げます。

それと、今年度開催をしていただきましたパパスクール、私も2回ほど参加させていただきましたパパスクールの第1回目で講演をされましたNPO法人ファザーリング・ジャパンの安藤哲也氏は、父親が変われば地域が変わる、地域が変われば社会が変わると訴えておられました。社会を変えていくためには、父親の働き方を変えることであり、そのための施策の充実が必要であるといった趣旨の話もされておられました。こうした話を聞けるだけでも、意識変革のきっかけとなるというふうに確信をしております。ぜひ、このパパスクール、次年度以降も引き続き開催していただきたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） パパスクールの来年度以降の開催についてでございます。今年度実施いたしました子育て応援事業は、国の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金を活用いたしまして、子育てに関する話題を提供し、地域や悩みごとを共有していただくとともに、多くの子育て世帯の方々が集い、交流していただく場を提供することを目的にしたものでございます。そして、今回は父親の育児参加を推進するために、パパスクールを開催したものでございます。パパスクールは、NPO法人ファザーリング・ジャパンが全国各地で開催する人気の講座でございます。講座を開催するには、法人の理事や会員の方がコーディネーターとなりまして、その方と講座内容の企画、構成、調整をして実施しているものでございました。そして、パパスクールということで、学校をイメージするというので、初日には基調講演を行い、各種講座ですか、授業というんですかね、講座を行いまして、最終日には修了証を交付する全6回の教室でございました。来年度につきましては、今年度開催したパパスクールと同様の講座の計画はまだございませんが、ほかの子育て講座におきまして、父親向けの講座も検討してまいりたいと考えております。また、国や東京都の補助金等の情報を収集いたしまして、取り組みについてはまた検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 国の補助金も使つての事業だということで、なかなか財源の確保が見通しが立たない部分もあるかと思ひます。しかしながら、毎年毎年、新しいお父さん、誕生するわけでございますので、ぜひともこういった取り組み、継続的に続けていただきたいというふうに要望させていただきます。

それと、あと育児に取り組む若い父親同士のコミュニケーションの場を広げるために、市としてはどのような取り組み、強化していこうと考えておられるでしょうか。複数の部局が多面的に活動を展開し、あらゆる角度から仕掛けをすることで、そこから参加や場の創設がなされることが望ましいと考えておりますけれども、この点についてはいかがでございましょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 父親同士の交流の場の取り組みについてでございますけれども、現在、子ども家庭支援センターで実施するさまざまな事業では、お父様も参加くださいと、事業への参加を呼びかけているところでございます。子育て世代の父親が子供を通して交流して、地域とのつながりを持っていただければと考えているところでございます。子ども家庭支援センターの各種講座や、かるがもひろばへの父親の参加状況は、若干でありますけれども、増加しているところでございます。今後、父親の参加が少なくとも、コミュニケーションがとれる場づくりに工夫してまいりたいと考えているところでございます。

市では現在、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指していますことから、全庁を挙げて取り組むべき

課題として、意識していかなければならないと思ってるところでございます。若い父親が仕事の忙しさから、子育てを母親に任せ、地域とのかかわりが薄れることがないよう、全ての部署で男女共同参画の実現を目指して事業を検討し、積極的に父親の参加を呼びかけてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） よろしく申し上げます。

当市の特徴といたしまして、ベッドタウンということで、若いお父さん方、都内に仕事に行かれる方も多いかと思えます。それで、くたくたになって、夜遅く帰ってきて、土日は本当に体を休めなきゃいけない、そういったお父さん方もたくさんいらっしゃるかと思えますけれども、ぜひとも地域の中で子育てを通してのつながりがふえると、この地域力の向上にもつながる、また地域の子育て力の向上にもつながるものだというふうに思いますので、ぜひともお取り組み、よろしくお願ひいたします。

それと、最後なんですけれども、日本一子育てしやすいまち、先ほど部長のほうからも申し上げていただきましたけども、こういったまちを目指す自治体といたしまして、その推進母体の市役所の職員自身が、父親の育児参加などに留意したワークライフバランスを考慮して仕事をしているかどうか、この点が大変気になるところでございます。まずは隗より始めよでございます、率先して市役所自体が、この取り組みを強めていくことは、市外の人たちへ日本一子育てしやすいまちだという東大和をアピールする大きなポイントになるというふうに思います。何よりも施策を遂行すべき市職員の方々がそうした働き方をすることで、自身に気づきが生まれます。それが施策に反映をされ、結果的に市民への充実したサービスにつながっていくのではないかと、このように考えるわけでございます。これは担当の部局だけじゃなくて、全庁的な取り組みとしていかなければ、組織の文化となり得ないものというふうに考えます。

例えば他の自治体の事例を挙げてみますと、新潟市では男性職員の育児休暇取得へ向け、市幹部、管理職の方を対象とし、育児休暇への認識、理解を深めるためにイクボス研修会、こういったものが開催をされておまして、職員への情報提供がなされております。また龍ヶ崎市におきましては、1歳未満の子供及び出産予定の配偶者を持つ男性職員を対象としたイクメンミーティング、これを開催いたしまして、その模様が市のホームページにも掲載をされております。また福岡市におきましては、テレワークによる在宅勤務の推進、こういったこともされてるそうでございます。他の自治体の事例も参考にされながら、市としてこうした点に配慮した取り組みを進めていくことに対しまして、どのような見解をお持ちでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 現在、市職員のワークライフバランスにつきましては、市長答弁にもありましたように毎週水曜日を定時退庁日としております。時間外勤務を行わないようにとの運動でございます。しかしながら、職場によりましては、水曜日でも残らざるを得ない状況もございまして、職員がワークライフバランスを意識した勤務を行うことは、非常に大切なことだと考えております。特に育児中の男性職員には、育児にかかわる時間を確保してほしいと考えております。また、次世代育成支援計画に関する計画では、男性職員の育児休業等の取得促進への取り組みを行うこととしております。職員課におきましては、休暇制度の手引きなども作成し、男性職員も取得できる育児参加のための休暇の案内等もしております。今後も男性職員の育児参加にかかわるさまざまな情報提供を行い、職員の意識啓発に取り組みたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 大変少ない人数でさまざまな仕事をしていかなければならない市の職員の皆様方に、またこういった観点からも御努力をお願いするということも、心苦しい部分もあるかもしれませんが、

しかしながら時代の趨勢として、こういった働き方に配慮をされてる職場というのは、非常に注目を集めると思いますし、今後の大きな流れになっていくのではないかとこのように思います。ぜひともお取り組み、よろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、どうしても古い世代の方々は、母親が子育てをするべきだというような意識にとらわれがちでありまして、意識の中でもありがちなのが、この父親のほうが、母親の育児や家事に対して手伝ってあげるとか、やってあげると、こういった言い方をしてしまう。これは本当にNGワードだそうでございます。当事者意識をしっかりと持っていくこと、これが非常に重要であると思いますので、意識啓発、または父親のコミュニティーの参加等も含めて、今後とも施策を強力に推進していただきますよう、よろしくお願申し上げます。

以上で、この質問は終了させていただきます。

続きまして、基礎学力の向上に関する再質問をさせていただきます。

教育長の答弁の中では、東京都の学力調査、平成27年度東京都の平均正答率を上回っている学校も複数あったというふうに伺いました。私も公表されております資料、若干拝見をいたしました。グラフになっておるものがございます、横軸に正答数で、縦軸にパーセンテージがございます、そこに習得目標値なるもの、これは教科書の例題レベルの問題が回答をする、最低限ここまでは習得してほしいというレベルですね。そして、一方で到達目標値、教科書の練習問題レベルの問題、ここまでいけば及第点、これ以上だと非常に成績優秀という形になります。

この2つの軸の中に平均正答率の線がございます、この到達目標値を目指して、通常なら右肩上がりになって、到達目標値を過ぎますと下がっていく、こういったのが大方の自治体のグラフなんですけれども、東大和市を見てみますと、小中学校の数学・算数、また理科ともに、この平均正答率のところから習得目標値のほうに、若干このグラフの偏りが、他の自治体よりも比較するとあるのかなと。また、習得目標値、ここまでは何とかという目標値に達していない数も、他の自治体よりも若干や多いのかなというふうに、大ざっぱに言います、そういったふうに見られるわけでございますけれども、当市のその学力調査の詳細につきまして、どのようになっているのか教えていただければと思います。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 当市の学力調査の状況でございますけれども、平成27年度、小学校5年生、中学校2年生対象に東京都学力向上を図るための調査が実施をされました。その東京都との平均値との差でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、小学校でございます。

小学校、算数の基礎・基本にかかわるところでございますけれども、こちら今までの推移をちょっと数値で順にお伝えをしたいと思います、平成24年度から27年度までのものを順に申し上げたいというふうに思います。

まず、市の平均は、24年度から順に、マイナス5.3、これマイナスというのは、平均値を下回るという状況でございます。25年度がマイナス7.6、26年度がマイナス8.8、27年度がマイナス6.1となっております、年度によりまして多少の変動というものはございますけれども、平成27年度につきましては都の平均値に近づいたという形になっております。

算数の学校の状況として、ちょっと一つ例として御紹介させていただきたいと思いますが、まず同じように24年度から順に申し上げますと、代表的な学校として、マイナス1.6、マイナス5.1、マイナス4.7、そして27

年度につきましてはプラスの4.0ということで、昨年度よりも9ポイント近く上昇しまして、東京都の平均値を上回るという学校もございました。

続きまして、理科の状況でございますが、市の平均は、同じように順に申し上げます。マイナス3.9、マイナス6.8、マイナス6.5、マイナス3.8となっております。こちらも年度によりまして、多少の上下はございます。平成27年度は、都の平均値に近づいたという形となりました。

代表的な学校を御紹介させていただきます。同じように24年度から順に、マイナス9.7、マイナス8.7、マイナス4.8、マイナス0.8と昨年度から4ポイント、そして24年度からは約9ポイント上昇をしたというような学校もございました。

そして、次に中学校の状況でございます。

中学校の数学、同じように基礎・基本の部分の結果でございますが、市の平均は順に、24年度から順にマイナス2.2、マイナス2.6、マイナス4.8、マイナス2.4となっております。こちらも年度により、多少の上下がございます。また、平成27年度につきましては、都の平均値に近づいたということになりました。

中学校の代表的な学校を御紹介いたします。こちらも順に、プラス0.1、マイナス0.1、マイナス4.8、プラス4.5と昨年度よりも9ポイント以上アップし、東京都の平均値を上回る学校もございました。

続いて、理科の状況でございます。市の平均、同じように平成24年度から順に申し上げます。マイナス3.7、マイナス5.4、マイナス3.2、マイナス0.7となっております。年度により、こちらも多少の上下はございますが、平成27年度は都の平均値にかなり近づいた形となりました。

こちらも代表的な学校を御紹介いたします。24年度から順に、マイナス1.8、プラス0.9、プラス0.7、プラス2.9と昨年度よりも2.2ポイント、そして24年度から比べますと4.7ポイント上昇し、東京都の平均を上回る学校がございました。

各年度によりまして、調査対象の児童・生徒が違いますので、一概に比較できないという部分もございますけれども、推移については以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

マイナスの値ではあるけれども、東京都の平均値に近づいているということにつきましては、ここ数年の教育委員会の御努力が実りつつあるのかなと。また27年度につきましては、東京都の平均を上回る学校も出てるということで、後ほどまたお聞きしますけれども、27年度から取り組んでいただいているプロジェクトの成果もあらわれているのかなというふうに思います。

この調査結果から見てとれる東大和市の特徴というものを、どのように判断されるでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 理数教科におきましては、依然として市の平均は東京都の平均より下になっているということがあるのは確かでございますけれども、1校1校を見ますと、東京都の平均を上回る学校が算数、数学におきましては、小学校では2校、中学校でも2校、理科におきましては中学校で2校あるというふうに、学校によって差が出てきているということは確かでございます。しかし、成績のよしあしは固定化されてるということではなくて、算数では市の平均近くだけでも、理科では東京都の平均を上回っているというように、教科によって違いがございます。いずれにいたしましても年度によって差はございますけれども、各校がさまざまな市が取り組みを進めております授業を実施し、また校内研究を熱心に行いながら授業改善を進めていくという中で、東京都との平均値との差を縮めているというような状況がございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、徐々にではありますけども、この数年の努力によって、学力は着実についてきているというふうに判断をされてるというふうに理解いたします。

しかしながら、概して他地域よりも学力が低いんだというふうに見られている原因、これにつきましては教育委員会としてどのように分析をされておられますでしょうか。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） このことにつきましては、分析は非常に難しいというふうには考えております。と申しますのは、この学力の比較につきましては、ほかの条件が全ての地域で同じ条件であるということではないということがあります。例えば児童・生徒が塾に通っている割合がそれぞれ違うということとか、または学校の設備の問題、または児童・生徒が自宅に帰ったときに、保護者が家にいて家庭学習ができる環境にあるかなどということも、さまざま違いがあるかというふうに思います。ですので、単純にほかの地域と比べてどうということでの原因については、なかなか分析が難しい状況ではございます。ですけれども、身につけなければならない力が十分に身につけていない状況があるということは確かでございますので、教育委員会といたしましては、この力が身につけていない状況の原因を、あらゆる側面で考えまして、学校でできること、家庭でできること、地域ができることということをとともに共有しながら、取り組みを進めていくことが大切であると、そのように考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

学校はともかく、家庭でできること、地域でできることということにつきましては、私どもも当事者としてしっかりと取り組みをしていかなければならないということ、改めて感じさせていただきました。こういったことに対しまして、どのような対策がとられてきたのか、この点についてもお伺いいたします。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） 学校では、まず授業改善でございます。そのために、教員は授業力を上げるための研修を実施してまいりました。校内研究を充実させるということも、その一つとなります。教育委員会では、授業改善のために、教育の日やまとなどにおきまして情報発信並びに情報共有、そして教員の意識啓発を行い、小中一貫教育を推進し、わかりやすい授業というものを目指しております。

また、教育委員会では、人的な支援というものも講じてまいりました。個に応じた指導を充実させるための少人数学習指導員、そしてティームティーチャー、小学校には学習支援員を配置してまいりました。さらに、理数好きな児童・生徒を育てるために、大学や企業と連携した理数授業特別プログラムですとか、また基礎学力向上のために東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業をお受けいたしまして、放課後や休業日等の人的配置を行い、補習教室を実施してまいったところでございます。

家庭との連携におきましては、東大和市家庭学習の手引きを作成、配布をいたしまして、保護者の皆様の意識啓発とサポートの協力をお願いということをしてまいりました。地域の方々には、ボランティアで授業補助に入っていたりですとか、またはゲストティーチャーとして授業に御協力をいただいたりということ、また放課後等の補習教室にもかかわっていただいているということもございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまなメニューを用意していただいて、幅広く取り組みをされておられるということを確認させていただきました。

教育長の答弁にもありましたが、先ほど私も少し述べさせていただきました。27年度から始まったこの理数教育に関する授業につきまして、再度、学力調査の結果を加味した上で、どのような成果があらわれてきたと

考えておられるのか、またそれを受けて今後どのような展望を考えておられるのか、伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 平成27年度から始まりました理数教育に関する事業ですが、東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業、それから理数授業特別プログラム事業、そしてティームティーチャーの配置事業がございます。これらの事業が大きく影響してるかどうかということについて、まだわからないところもございますけれども、中学校におきましては理科の興味関心の観点で、東大和市が東京都の平均値を上回るというような結果も出ております。また全体的には、算数・数学、理科の基礎・基本の部分の市の平均値が、昨年度に比べて東京都との平均値との差を縮めてるという状況がございます。学力調査の結果ではございませんけれども、理数授業特別プログラム事業では、ふだんの授業で触れることができないような理科の実験を行ったり、また興味深い話を専門家の方から聞くこともできたりしておりますので、児童・生徒がその授業に対する興味関心が高まったというようなことが、児童・生徒の様子や感想から伺うことができております。なお、平成28年度も引き続きこれらの事業は展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** 数値にあらわれてくるまでは、習熟する時間もありますので、なかなかすぐというふうにはいきませんが、興味関心を持つ児童・生徒さんがふえたということは、非常に重要なことであるというふうに思いますので、ぜひ28年度も引き続き力を入れてお取り組みいただければというふうに思います。

学力調査のこの数値ばかりが教育の評価基準でないということは理解しております。しかし、その上でやはりこの親世代が、こうした数値化された学力評価のあり方に敏感になるということも、一方の現実としてございます。子育てしやすいまちを、より子育てしたくなるまちにしていくためにも、市長部局のバックアップも十分に受けながら、教育委員会としてさらなる取り組みの強化をお願いしたいと思います。それが東大和市の自治体としての魅力アップにもつながるんだというふうに思います。特に理数系の科目につきましては、数値での評価をしやすい、またされやすい分野でもあると思います。こうした点も踏まえまして、今後の取り組みの強化について、再度、御認識を伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 児童・生徒の学力向上につきましては、こちらも当市の教育課題の一番の課題となっております。今後も、先ほど申し上げました事業を引き続き展開していきまして、児童・生徒の興味関心を高め、みずから考え、友達と学び合いながら基礎・基本の力、そして思考力・判断力・表現力も高めていければというふうに考えております。そのためにも、今後も国や東京都の委託事業ですとか補助金等を活用し、また市長部局の御協力もいただきながら、児童・生徒にとって充実した授業、学習となるように努めてまいりたいと考えております。

また、ほかの議員の方にも御答弁させていただきましたけれども、並行して小さいときから学習習慣をしっかり身につけるということ、例えば本当宿題をしないと気持ちが悪いですとか、それからそのためには幼稚園とか保育園と連携をしながら、鉛筆の持ち方のこと、話の聞き方、話し方、姿勢のことも含めまして、そういう指導を共通に行っていくこと、そして小学校1年生から学習規律が徹底できるようにしていくような、そんなことをしていきたいというふうに考えております。このことにつきましては、家庭の中でも同じように実践していただけますように、御家庭にも啓発をするということを行ってまいりまして、三者で同じ方向を向いて取り組んでいくこと、そのことが大切だというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 私の娘も、ことし小学校1年になりますので、今私自身が言われてるような気になりましたけれども、家庭教育におきましても、しっかりとまたそういう習慣を身につけさせるようにという点、非常に大事ななというふうに思います。よろしく願いいたします。

そして、②に移らせていただきます。東京都が平成28年度に予定しております理数教育の推進事業がございますけれども、当市が現在取り組んでいる事業とどこに相違点があるのか、またほぼ同様の事業であるならば、現時点の取り組みを着実に進めていただければというふうに思いますし、また相違点がありましたら、これにも積極的に取り組んでいていただきたいなというふうに思うわけですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 東京都が平成28年度に予定している理数教育の推進事業でございますが、小中学校における理科授業を充実するモデル事業というものがございます。これは地域人材、保護者、学生などのボランティアの協力により、理科授業を充実させ、効果的な運営方法を検証するものでございます。現在、当市で取り組んでおりますものは、理科観察実験支援事業でございます。児童・生徒の理科に対する興味関心を高め、理科の学力を向上させるために、観察、実験の準備や片づけなどを支援する観察実験アシスタントというものを配置するというものでございます。この2つの事業は、ほぼ同様の事業でございます。平成28年度の新規事業につきましては、理科観察実験支援事業を実施していない地区を対象としておりますので、よって平成28年度の新規事業に当市は手を挙げることはできないということがございます。当市といたしましては、現在取り組んでおります理科観察実験支援事業を着実に進めていきまして、児童・生徒の理科に対する興味関心を高め、学力向上に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。ぜひとも、今までの事業、取り組みを強化していただければと思います。

また、東京都が平成28年度に予定しております基礎学力の定着と向上を目指す新規事業に、放課後子ども教室における事業がございます。その詳細は、どのようなものなのかお伺いいたします。

○青少年課長（中村 修君） 東京都が放課後子ども教室において、基礎学力向上の取り組み等を含めた活動プログラムを行う区市町村に対し、必要な経費を支援するものようでございます。国の放課後子ども教室総合プランの推進に係る事業と思われます。放課後子ども教室の中で、大学生、企業OB、地域高齢者、民間教育事業者、文化芸術団体等のさまざまな人材が教育活動推進委員、教育活動サポーターとなり、学習支援や多様なプログラムの実施をしたり、安全管理を行ったりするものようでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） この事業につきましては、当市が現在行っている事業と比較いたしまして、どのような共通点、または相違点があるのかお伺いいたします。

○青少年課長（中村 修君） 現在当市で行っております放課後子ども教室では、学習支援は実施しておりませんが、放課後子ども教室コーディネーターがスタッフとともに、安全管理をしながら子供たちの放課後の居場所づくりとして、遊びを中心に活動を支援しております。この点が大きく違うところであると思われます。

○学校教育部参事（岡田博史君） その違う点の学習支援につきましては、先ほど教育長のほうからも答弁がありましたけれども、平成27年度から東京都の学力ステップアップ推進地域指定事業における放課後補習教室を各学校で実施しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

取り組みをしていただいているということでございます。この事業では、必要な経費を都独自の上乗せ補助により支援するとあるわけでございます。当市として十分な予算確保をするためにも、こうした事業に手を挙げていくことに意義があるというふうに考えますけれども、この点についての御見解はいかがでございましょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 予算の関係もございますけれども、現在は学習支援におきましては、先ほども申し上げましたように、放課後の補習教室というものを、これ平成28年度は充実させていきたいというふうに考えております。国の放課後子ども総合プランの推進もございますので、他地区の状況等を研究いたしまして、今後の方向性を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今も取り組みをしていただいておりますので、その取り組み、従前に機能できるようにというふうに理解をさせていただきました。ぜひとも、こちらにつきましても、よろしくお願いを申し上げます。

それで、今度は中学校のほうなんですけれども、地域住民等による学習支援活動などを行う地域未来塾の取り組み、推進いたしましても、この新規事業として、都から予算がおりてまいるようでございます。この事業の詳細と、そして当市の同様の取り組みであるやまとつくんとつくん塾等との比較、あわせましてこの新規事業への参加の可能性について市の御見解を伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 地域未来塾につきましては、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等への地域と学校の連携、協働による学習支援ということになっております。教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、ICTの活用等による学習支援が実施できるものであるというふうなことでございます。東京都では、中学校を中心に12区市に支援をする予定であるようです。

現在当市におきましては、教育長のほうから答弁にもありましたように、平成27年度からやまとつくんとつくん塾及び各小中学校で実施しております放課後や休業日における補習教室を、学力ステップアップ推進地域指定事業として充実させているところでございます。学習支援を行うことにつきましては、地域未来塾も、当市が現在行っております補習教室、やまとつくんとつくん塾も同様でございますけれども、地域未来塾は学校支援地域本部、これはなくても大丈夫なんですけれども、地域コーディネーターなどが中心となって、地域ぐるみで取り組みを進めるというような要件がございます。そのようなことから、現時点では、やまとつくんとつくん塾や各小中学校で行っております補習教室を充実させていく考えでございますが、今後、他区市で実施されるであろうこの地域未来塾の情報も十分収集いたしまして、家庭や地域と連携した学力向上の取り組みを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） さまざまな要件がある中で、引き続き今の事業に全力を挙げていただければなというふうに思います。また、あわせまして研究というふうなお話ございましたので、情報収集、研究等に努めていただければなというふうに思います。いずれにいたしましても、教育というのは国家百年の大計というふうにも言われております。特に義務教育につきましては、児童・生徒一人一人の人生の土台をつくるもので

ありまして、脆弱な土台にはそれなりの建物しか建てられませんし、堅固な土台には堅牢な堂々たる建物が建つわけでございます。教育の成果は、目に見える形ですぐに出るようなものではないというふうには承知をしております。教育委員会が努力を重ねても、なかなか目に見えてこないこともあるかと思えます。しかしながら、今さまざま御答弁いただきましたような事業、たゆまず継続して地道な取り組みをやっていけば、東大和の子供たちは必ず応えてくれるんだと、このように確信をして、今後とも一人一人に光を当てながら、基礎学力の向上へ御尽力いただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[17番 荒幡伸一君 登壇]

○17番（荒幡伸一君） 議席番号17番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、平成28年第1回定例会における一般質問をさせていただきます。

今回、私は大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、健診事業についてであります。

今年度の健康診断は、職員の皆様と一緒に受診をさせていただきました。そこで、気づいたことや疑問に思ったことが何点かありましたので、伺わせていただきます。

松下幸之助氏は、創業間もないころから従業員にこう話していたそうです。「松下電器は何をつくるどころかと聞かれたら、人をつくるどころでございます。あわせて電気器具もつくっております。こうお答えしなさい」と。すぐれた技術や設備がそろっていても、人が育たなければ事業は展開いたしません。当市においても、人材、人の宝が大切です。どんなにすばらしい事業を展開しても、担い手である職員の皆様が、健康で活力がなければ進展するものではないと考えます。

そして、国民の2人に1人ががんに罹患する時代と言われております。本年の1月、患者数や生存率など全ての情報を国のデータベースで一元的に管理する全国がん登録がスタートいたしました。公明党が一貫してリードしてきたがん登録推進法に基づくもので、効果的な治療法の確立や予防策の充実に道を開く画期的な制度です。これによりがんの早期発見を含め、さらなるがん治療の充実、促進につながると期待をしております。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、結果報告までの流れと健診結果の分析についてお尋ねいたします。

アとして、職員健診について伺います。

イとして、市民健診——特定健診のことですけれども、そのことについて伺います。

ウとして、各種がん検診について伺います。

②といたしまして、受診率向上策の現状についてお尋ねいたします。

アとして、当市の取り組みや現状について伺います。

イとして、他自治体の取り組みはどのようなものか伺います。

③といたしまして、コンビニ健診の推進で生活習慣病予防を促進する一助になるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

アとして、メリットとデメリットについて伺います。

次に、2点目といたしまして、予防接種に関する取り組みについて伺いいたします。

平成27年第4回の定例会でも取り上げさせていただきましたが、子供はさまざまな感染症にかかります。感染症の対策として、有効とされているのがワクチン接種です。そこで、公明党は2013年の参議院選挙での重点政策として、B型肝炎ワクチンの定期接種化を訴えてまいりました。国会でも積極的にこの問題を取り上げ、定期接種化を急ぐように政府に求めてまいりました。そして、ことしの10月からゼロ歳児を対象に定期接種化することが決定をいたしました。

そこで、伺います。

①といたしまして、接種のお知らせ方法についてお尋ねいたします。

②といたしまして、B型肝炎ワクチン定期接種化について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、インフルエンザの予防接種について市の見解をお尋ねいたします。

次に、3点目といたしまして、買い物弱者についてお尋ねいたします。

高齢化や人口減少などの影響で、身近な場所から買い物をするための店が撤退する地区がふえております。その上、高齢のために自動車が運転できない等の理由で、遠くの店まで出かけることが困難に感じる人々が多くなっております。特に湖畔地域や日立住宅の一部では、スーパーの買い物を配達をしてくれない地域もあり、独居の高齢者の皆様は強く不安に思っております。現在は近隣の方や友人が必要な買い物を届けてくださっている家庭も多くありますが、外に出る楽しみや買い物をする楽しみがなくなってしまっているのが現状です。そのためにも、移動マーケットのサービスを導入し、決まった日時に、決まった場所で営業することによって、外に出て近隣の方と話をし、買い物も楽しめ、見守りにもなります。そして高齢者のひきこもり防止対策にもつながり、一石何鳥にでもなるのではないかと考えます。

そこで、伺いいたします。

①といたしまして、他自治体の取り組みと当市の現状についてお尋ねいたします。

②といたしまして、移動マーケットの利点について市の見解をお尋ねいたします。

③といたしまして、地域住民のニーズについて市の見解をお尋ねいたします。

次に、4点目といたしまして、冬場の安全対策について伺いいたします。

新青梅街道より北側の地域において、冬場の寒い朝に目立つ現象ですが、カーブミラーが霜で見えなく、怖い思いをした。事故を起こしそうになった。霜がおりないように何とかしてほしいという相談が多く寄せられております。また湖畔などの坂の多い地域では、雪が降った後は危険で外に出ることができない、高齢化が進む中で雪かきをすることができないという相談も多く寄せられております。

そこで、伺いいたします。

①といたしまして、カーブミラーに霜がおりて危険な箇所がありますので、お尋ねいたします。

アとして、他自治体の取り組みにはどのようなものがありますか。

イとして、今後の取り組みや課題について市の見解をお尋ねいたします。

②といたしまして、降雪後の除雪について市の見解をお尋ねいたします。

最後に、5点目といたしまして、市民プールのオフシーズンの有効利用についてお尋ねいたします。

当市の市民プールの実動は夏季のみの営業なため、期間が短く、オフシーズンの利活用や屋内プールへの建て替えを望む声など、さまざま届いてるところではあります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピ

ックの機運を高めるためにも、カヌー教室や競技などの利用を望んでいる市民もおります。

そこで、お伺いいたします。

①といたしまして、他自治体の取り組みにはどのようなものがありますか。

②といたしまして、今後の取り組みや課題について市の見解をお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、職員の健診における結果報告までの流れと健診結果の分析についてであります。職員健康診断は労働安全衛生法等に基づき、毎年秋に実施しているものであります。健診業務は業者委託により行っており、健診結果は本人に通知することで自己管理を促しております。また、一次健診の結果を受けて、再度の健診が必要な場合は、二次健診を行っております。さらに三次健診では、医師との面談による治療の勧めなどを行っております。健診の結果については、産業医が委員として加わっております衛生委員会において、統計的な数値を報告しております。

次に、市民健診についてであります。市では法令に基づき健康診査を実施しております。健康診査の内容につきましては、国の通知等に基づき実施しております。

次に、がん検診についてであります。市では法令等に基づき、一定年齢の市民の方を対象にがん検診を実施しております。検診の内容につきましては、国の基本指針等に基づき実施しております。

次に、受診率向上の取り組みについてであります。市ではがん検診未受診者の方に対し、個別の受診勧奨であるコール・リコールを行い、受診率の向上に努めております。

次に、他自治体の取り組みについてであります。東京都が作成しましたがん検診受診率向上の手引きによりますと、受診率の向上につきましては、対象の設定、周知方法、実施内容を自治体の事情に応じて組み合わせる取り組みが重要とされており、本市を含め9割を超える自治体が実情に応じた受診率向上への取り組みを実施しているとのことあります。

次に、コンビニ健診についてであります。コンビニ健診のメリットにつきましては、身近にあり便利というコンビニエンスストアのイメージを活用することで、市民の皆様が健診を受診する際の抵抗感や不安感を軽減できる効果があるものと考えられます。デメリットにつきましては、先進自治体の例では、広いスペースを持つ公民館等の施設が隣接し、その施設を活用できるコンビニエンスストアのみが実施場所となっておりますことから、立地条件に大きく左右されるものと考えております。

次に、予防接種のお知らせの方法についてであります。市では市報や公式ホームページにおきまして、予防接種の情報提供を行うとともに、定期接種の対象者の方に対しましては、個別に通知をいたしております。また、3月中旬から東大和スタイルとして、観光と子育てのアプリケーションを配信する予定としており、このアプリケーションの中におきましても、予防接種の情報提供等を行うこととしております。

次に、B型肝炎ワクチンの定期接種化についてであります。平成28年2月5日に開催されました国の厚生科学審議会、予防接種基本方針部会において、平成28年10月からの定期接種化が了承されたものであります。今後、市におきましては、国の通知等に基づき、円滑な定期接種の実施に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種についてであります。市では定期接種として65歳以上の方を対象としたインフルエンザの予防接種を実施しております。インフルエンザに罹患すると、高齢の方は肺炎などにより重症化しやすい傾向にあるため、定期接種による重症化予防は重要であると考えております。

次に、買い物弱者への他自治体の取り組みと当市の状況についてであります。他自治体の取り組みの一例として、足立区の買い物弱者支援がございます。この事業は、商店街、老人クラブが主体となり、移動手段のない高齢者を商店街まで送迎し、買い物商品の宅配を無料で実施するものであります。当市の状況であります。移動手段や身体的な理由から日常の買い物に支障を来している、特に高齢の方が地域によってはふえているものと推測しております。

次に、移動マーケットの利点についてであります。日常の買い物にお困りの方、特に高齢者の方が多くお住まいの地域を定期的に移動販売車が巡回し、生鮮食品などを販売する移動マーケットであります。商品を実際に見て選ぶという買い物の楽しさを提供することができるのと同時に、住民が集うきっかけを提供することで、住民間のコミュニケーションを促進する効果が見込めるなどのメリットがあるものと考えております。

次に、地域住民のニーズについてであります。移動手段や身体的理由などにより、日常の買い物にお困りの方においては、できるだけ身近な場所で買物ができるようになることを望まれているものと認識しております。こうした住民ニーズに対応できる施策につきましては、移動マーケットや宅配サービスなども含め、他市の事例なども参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、冬季の安全対策としてのカーブミラーの霜についてであります。大気急激な温度変化などにより、ミラー表面に霜が発生することがあります。寒冷地等ではヒーター式のものを取りつけている場所もあると聞いております。都内の各自治体におきましては、特に霜についての取り組みはしていないと把握しております。

次に、今後の取り組みや課題についてであります。交差点での安全確認は目視で行うことが基本であり、カーブミラーについては見えにくい部分を補完することが設置の目的であります。ミラーの清掃等の維持管理を適切に行っていくことが大事であると考えております。

次に、降雪後の除雪についてであります。大雪等によりまして通行に支障を来す積雪があった場合には、市職員による除雪や東大和建设同友会の協力を得て、急坂等の主要な道路の除雪を行っております。

次に、市民プールのオフシーズンの有効活用についてであります。昭和59年にオープンした市民プールは、子供たちや家族連れを中心に、夏休みのシーズン中には多い年で約5万人の方々に御利用いただいております。しかしながら、屋外施設でありますので、年間の稼働日数は約50日となっております。近隣市では、オフシーズンに公園として開放している事例もございますので、体育施設の指定管理者と連携をとる中で、活用方法について今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○17番（荒幡伸一君） 御答弁、大変にありがとうございました。

では、順次再質問をさせていただきます。

まず、結果報告までの流れと健診結果の分析についてでございます。

まずは職員健診について質問をさせていただきます。先ほども壇上にて話をさせていただきましたが、今年度の健康診断は職員の皆様と一緒に受診をさせていただきました。そこで気づいたことや、疑問に思ったこと

を伺わせていただきます。

最初に、健診の内容についてですが、労働安全衛生法に基づいた項目であると先ほど市長が御答弁をされておりましたが、詳細について教えていただけますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 市で行います健診の内容でございます。法定の検査項目のほか、任意で行う項目もございます。大腸がん検診でありますとか消化器系検診の胃部エックス線間接撮影でありますとか、VDT健診、腰椎検査等も実施しております。大腸がん検診につきましては、全受診者を対象として行っておりますもので、通常の健診と同時に行う便潜血検査として実施をしております。胃検診、VDT健診につきましては、毎年実施しておりますが、対象者は希望者のみとなっております。腰椎検査につきましては、3年に1度行うもので、これにつきましても希望者に行っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ただいまVDT健診を実施してるということでしたけども、努力義務なので希望者には受診をさせるというスタンスでよろしいかとは思いますが、VDT作業に従事する前の配置前健康診断というのは、積極的に受診の奨励をしたほうがよろしいかと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○職員課長（原島真二君） VDT健診につきましては、ただいま説明しましたように希望者のみを対象としておりますけども、健診の結果を保存するのは5年間となっております。先ほど言った事前と事後の検査ということでございますけども、平成27年においては26人の健診がございました。そういうことで、事前の資料が全員にそろわけてはないというようなことと、なかなかその目の症状が、悪化が業務だけによるものなのかどうかという判断もなかなか難しいと思っておりますので——とは言いながらも、その2つの時点で受けていただければ、その間の様子の違いといいますか、変化の状況は把握できるのかなとは思っています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） そうですね。

では、VDT作業に伴い、身体的疲労、精神的疲労を感じる人たちが最近ふえております。症状としては、身体的症状が目の疲れ、視力の低下、目の痛み、額の圧迫感、首や肩や腰の疲れ、背中への痛み、手、指のしびれがあります。また精神的症状としては、疲労感、倦怠感、目まい、吐き気、不安感、抑鬱状態などがあります。仮にVDT作業が原因で体調を崩した職員の方がいた場合、先ほど話しました配置前のデータがとても役に立ちますので、受診をお勧めしたいところですが、再度いかがでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） VDT検査でございますが、市役所の業務からいきますと、ほとんどパソコンの画面を24時間見続けているという業務はございません。民間ですと、パソコン業務を朝から晩まで見ているという業務があったりしますので、そういったところだと、このVDTによる目の被害ですとか、いろんな身体症状ということも問題になってきております。ただ、市の場合は先ほど申しましたとおり、常時見ているという職場はございませんので、それほど大きな健康への影響はないというふうには考えております。

ただ、そうは言いますが、なかなかパソコンを使う機会が多いですから、1時間程度でやって、あと休憩をとるといったようなことをやりながら、長時間連続的に使うようなことは避けるような指導を職員のほうにはしてるという状況でございます。そういう状況ですので、これにつきましては、今やっているVDT検査をやっていく中で、症状が少し出たようであれば、そちらのほうで医療機関への受診を勧めていきたいというふうには考えています。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをいたします。

先ほど追加の検査について話が出ましたが、私はPSAの検査が大切だというふうに思っております。その理由としては、PSAというのは前立腺のがんを調べる検査なんですけども、初期では自覚症状がほとんどなく、症状が出たころにはかなり進行していて根治が難しくなっております。しかし、ほかのがんと同じく早期に発見すれば高い確率で根治が可能です。以前は手おくれで発見されることが多かったのですが、PSA検査の普及で早期に発見することができるようになりました。PSA検査導入前は、転移がんが見つかるものが60%であったそうです。それに対しまして、導入後は約10%に低下をしているということです。PSAは前立腺がんを見つける手段として手軽に行える血液の検査ですので、検査の項目がふえるわけではありません。50歳を過ぎたら1年に1回程度、定期健診を受けることをお勧めしますが、いかがでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 今御指摘のPSA検査ですね、前立腺マーカー検査につきましては、多摩の状況を申し上げますと、小平など6市で実施しているということは伺っております。前立腺がんの疑いを判断するのに役立つ検査ということでございますけども、現在、市での実施予定ということはありませんが、必要性であるとか経費であるとか、周辺市などの動きの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きをお願いをしたいと思います。

では、定期健康診断に含まれていないような検査、例えば女性特有の検査ですとか、胃カメラに関しては職員の皆様、受診するような機会はあるのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 法定健診以外の健診につきましては、自分でやっていただくというようなことになっておりますので、市のほうではそういうメニューは用意してございません。ただ、胃検診につきましては、状況によって要再検査というような場合につきましては、胃カメラ等の道もございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。

今回、健康診断を受診させていただいてから、結果の通知をいただくまでに約1カ月ほどかかっていたかと思いますが、例年そんなにかかるものなのでしょうか。私の感覚ですと2週間後ぐらいには、結果の通知が届くのが普通だと思うのですが、いかがでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 健診結果の通知までの期間ということでございますけども、受診委託業者のほうから市に結果通知が来るのは、健診終了後10日ほどで来ておるんですが、職員課におきまして結果の送致を受けた後、受診をした後、未受診者のチェックであるとか、二次健診対象者などの整理を行ってから皆さんにお送りしているようなことがありまして、これに加えまして今年度はストレスチェック検査を初めて行ったことがございまして、結果の送付をこの健診結果と一緒に送ることとしましたものですから、送付に時間がかかってしまいました。来年度につきましては、受診結果、もう少し迅速に送るよう努めたいと思っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 今のストレスチェックの検査と一緒に送付したので、今年度は遅くなってしまったとのことでしたが、例年ほどのタイミングで結果の通知が受診者に届くのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 例年につきましても、さほど早く、先ほど言ったような健診のチェック、受けてない方のチェックなんかがございますので、数日、ことよりも早く着いてるという状況がございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、数日というのは大体どれぐらいを数日といいますか。

○職員課長（原島真二君） 1週間程度早く着いておりました。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。もう少し早くなるんじゃないかなと思いますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

では、ストレスチェック検査を実施したとのことですが、フォローはどのように行っておりますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） ストレスチェックの目的につきましては、受検者に自身のストレスの度合いを認識してもらうことで、ストレス不調を未然に防ぐこととなっております。メンタル面での不調さを探すことではございませんので、まず受検することにつきましては義務ではないというような前提の中ですけれども、この中で高ストレスという判断が出た場合につきましては、メンタルヘルス相談員との面談をまずお勧めしております。その中で必要がある場合には、産業医の面談、面接指導というようなことにつなげることであります。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 済みません、では分析した結果はどのように活用するのでしょうか。

○職員課長（原島真二君） ストレスチェックの分析結果につきましては、個人が特定されないような集団分析というようなことを行っております。集団分析の結果につきましては、各所属長に報告をいたしまして、職場全体の雰囲気や気づきを促すことで、職場環境の改善に役立ててもらおうということにしております。必要などときにはメンタルヘルス相談員を活用してもらおうよう、情報提供もあわせて行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） わかりました。

では、昨年12月からスタートいたしましたストレスチェック制度ですが、改正労働安全衛生法では、従業員50人以上の事業所に対して年1回の実施が義務づけられましたが、なぜ制度が義務づけられたのかおわかりになりますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 今御指摘のように法改正によりまして、市役所もストレスチェックを行わなければならないという状況になっております。導入のいきさつでありますけれども、厚生労働省の平成27年に公表された心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針というのがありまして、この中で意義が述べられておりますので、それを引用するような形で説明させていただきます。

その中には、近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、またはストレスを感じている労働者が5割を超える状況にある中、事業場において、より積極的に心の健康の保持増進を図るため、労働者の心の健康の保持増進のための指針を公表しまして、事業場における労働者の心の健康の保持増進のための措置の実施を促したところである。

しかし、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が、平成18年度以降も

増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが、ますます重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律において、心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導の実施を、事業者に義務づけること等を内容としたストレスチェック制度が新たに創設されたとございます。

自身のストレスの状況を把握してもらうことで、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防ぐというのが、この制度の目的となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

取り扱いが難しいかと思いますが、十分留意をしていただきたいというふうに思います。

では、健康診断を受診して胸部レントゲンや心電図、血液検査などで緊急を要するような検査結果が出た場合は、どのように対応されておりますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 健診の結果、血液検査等で緊急な対応を要する異常があったというような場合のことですけれども、受託事業者から私どもの職員課に電話が、第一報が入ります。その状況によっては、受託事業者からその該当する職員の職場に電話して、本人への状況説明と医療機関への受診の勧めなどを行っております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では緊急ではないんですが、健診結果が要治療という場合は、どのように対応なさっておりますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 要治療というような判断が出た場合には、事後指導を内容とする第三次健診というのが行われまして、これにつきまして各課長に対しての通知として、健康診断の結果、通知の中に総合所見という欄があるんですけれども、その中に医療機関等での精密検査や再検査が必要というような指摘があった職員については、専門医等の受診を勧めたい旨の通知を出して、職員の受診の奨励を行っているという状況でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、先ほど市長のほうから御答弁もございましたけれども、二次検査についても一度教えていただけますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 二次健診、まず対象者ですけれども、一次健診で血液検査とか尿検査の判定で、要再検査とか、要経過観察となった方に、二次健診を受けていただいているというような状況です。二次健診の内容につきましては、血液検査、尿検査、血圧検査というようなことになっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、レントゲンや心電図などで二次検査になった場合には、どのように対応されますでしょうか。

○職員課長（原島真二君） レントゲンの検査におきましても、異常というか、精密検査が必要になった場合には、その場合については自身で医療機関への受診ということをお願いしてるところでございます。

○17番（荒幡伸一君） 済みません。では、経過観察の方にはどのような対応がされてますか。

○職員課長（原島真二君） 経過観察者につきましても、二次健診が必要と思われる方には、二次健診で再検査を行うか、また直接医療機関で経過観察を受けるように指導をしている状況でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。そこまでしてらっしゃると親切だなと思います。

先ほどの御答弁で、未受診者の方がいらっしゃるというようなことでしたが、当然その受診率の目標としては100%だと思いますけども、今現在の受診率はどのぐらいでしょうか。

○職員課長（原島真二君） 平成26年度の実績で申し上げたいと思いますけども、受診者の中には直接市の検査だけではなく、人間ドックを受けた方の数値なんかも含めての数値でございますけども、人間ドックを除くと84%なんですけども、人間ドックを受けて最終的な受診率というのを合計すると97.6%ございました。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。100%を目指して頑張っていたきたいと思います。

では、次に市民健診についてお伺いをいたします。

国保の特定健診に関しましては、受診から結果説明までの流れ、さらに特定保健指導が必要な方に関する御案内等に至る流れについて、どのくらいの期間がかかるのか。また、健診の結果により緊急を要するとなった場合には、どのような対応をしているのか教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 特定健診受診以降の流れ等についてでございますが、当市の特定健診につきましては、集団健診という形ではなく、各医療機関で受診をしていただいております。こちら受診していただいた後、2週間から3週間後に、その受けていただいた医療機関に健診の結果が送付されますので、再度、医療機関に出向いていただきまして、医師のほうから結果説明を受けていただくという形になります。健診結果に特に問題がなければ、ここで終了という形になるんですけれども、特定保健指導の対象という形になった場合には、そこから約2カ月後ぐらいになりますけれども、市のほうから特定保健指導の受診券を送付させていただくという形になります。

また、緊急を要する場合等の対応についてでございますけれども、例えば基本項目の検査等において異常値を示した場合、こうした場合に医師が緊急を要すると判断した場合等におきましては、さらにその場で医療に関する詳細な検査を行っていただく、あるいは他の専門の医療機関等の受診を勧めさせていただくという形で、その場での医師の判断におきまして適切に対応していただいていると、このように考えています。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今の御答弁で、受診の結果を知るためには、特定健診を受診した医療機関に再度出向き、結果の説明を受けると、受ける必要があるとのことでしたが、都合などにより結果説明を聞きに行けなかった場合、どのような対応になりますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 特定健診を受診された後に、受診者が結果説明を聞きに来なかった場合ということでございますけれども、まずは各医療機関におきまして受診者への電話連絡等によりまして、結果を聞きに来るようにという形で御案内をしていただいているというところでございますけれども、何度御連絡をさしあげても来ていただけない、それからあるいは連絡がつかないといった場合等におきましては、やむを得ず各医療機関からの郵送により、結果を通知していただくという形をとらせていただいております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、受診率の目標ですけども、どのように設定されているのか、また現状の受診率はどのように推移をしているのか教えていただけますか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 当市におきます特定健診の受診率の目標でございますけれども、東大和市第2期特定健康診査等実施計画、これは平成25年度から29年度までの5カ年の計画となっておりますけれども、この計画におけます特定健診の実施率、この中では実施率という言い方をしておりますけども、こちらにつきま

しては平成25年度が52%、平成26年度が54%、平成27年度が56%となっておりまして、毎年度2%ずつ向上させる目標となっております。

そこで、特定健診の実際の受診率でございますけれども、平成25年度につきましては、対象者数1万7,281人に対しまして、受診者数が8,763人、受診率は50.71%、26市平均が47.12%ということですので、こちら上回りをしまして、26市中で第7位、近隣市の中ではトップという形になっております。平成26年度におきましては、対象者数1万7,229人に対しまして受診者数8,871人、受診率は51.49%、26市平均が48.15%でございますので、25年度と同じく26市中第7位、近隣市の中ではトップという形になっております。市民の皆様の健康意識の高まり等によりまして、少しずつではありますが、受診率は伸びているという状況でございます。ただ、平成27年度におきましては、まだ数値は確定しておりませんので、詳細な数値というのは申し上げられないんですけども、直近の数値では前年度比でほぼ横ばい、場合によっては若干受診率が落ちてしまうような傾向を示しているところでございます。東大和市第2期特定健康診査等実施計画におきます目標には達していない状況ですので、引き続き受診率向上に努めていかなければならないと、このように考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

26市中第7位ということですので、市民の皆様の健康への関心の高さがわかるわけですが、本市における受診率向上策はどのようなことを行っているのか、また他市ではどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 本市におきます特定健診の受診率向上策でございますけれども、平成27年度から小平市、それから武蔵村山市さんとのいわゆる相互乗り入れというものを開始させていただいております。また受診券送付から一定期間後、大体11月前後になりますけれども、その時点で未受診者に対しましての受診勧奨通知、こちらははがきになりますが、こちらを送付しております。このほかに市役所ロビー等、公共施設のコミュニティビジョンによるPR、こういったことも行いまして、受診率向上を図っているところでございます。

また、他市におきます受診率向上策でございますけれども、本市と同様の内容のほかに、ケーブルテレビ等のメディアを使った広報、それから関係機関へのチラシ配布、ポスターや横断幕の掲示、こういったもので受診率向上を図っているというところの情報を得ているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 先ほど今年度から、小平市、武蔵村山市との相互乗り入れを開始して受診ができるという環境が広がったにもかかわらず、先ほどの御答弁では、今年度は受診率が横ばいか若干落ちそうだとのことでしたが、理由については何かございますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御指摘いただきましたとおり、実質、今年度から相互乗り入れ始めさせていただいたんですけども、受診率のほうになかなか数字として直結していないということが事実としてございます。ここにつきましては、結果的に今、相互乗り入れの開始によって新たな受診者の開拓というんでしょうか、そういったところにはつながっていないと思うんですけども、一方で市民の方から寄せられているお問い合わせ等もございまして、こちらの中ではふだん行っているかかりつけ医さんというんでしょうか、こういったところに、例えば市外のかかりつけ医さんがいらっしゃれば、そこで健診を受けられるようになって大変よかったと、こうしたお声も複数いただいているような状況もございまして。結果的に、その受診率というところ

ころでは、今年度につきましては数字としてはうまくはね返ってないような状況でございますけれども、もともと新たな財政負担を伴うことなく実施した事業ということでございますので、利便性の向上という観点からは効果があったのかなど、こういう観点ではよかったなというふうには捉えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 期待をしております。

これ直近では、京都府においてがん検診をコンビニでとの報道がありましたが、いわゆるコンビニ健診と言われているものがあります。受診率向上に寄与しているとのことではありますが、このコンビニ健診とはどのようなものかお伺いできますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） ただいま御紹介のありましたコンビニ健診と言われているものでございますけれども、先ほど市長の御答弁等にもございましたとおり、比較的規模の大きいコンビニエンスストアさんの駐車場用地ですとか、あるいは大規模公共施設と隣接したコンビニエンスストアの一角を借用して集団健診という形で行うというもので、私ども把握している範囲では、兵庫県尼崎市さん、それから佐賀県において行われているということの情報は得ております。日ごろから利用することの多いコンビニエンスストアで実施することで、受診率が低い比較的若い世代の方々の受診率向上に寄与していると、このように言われているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） コンビニ健診を当市で実施する場合のメリットとデメリットは、どのようなものがありますでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） まず、コンビニ健診のメリットでございますけれども、近所にあるふだんから行くことの多い場所で行うということで、ふだん医療機関にかかることが少ない方にとりましては、医療機関よりは敷居が低くなりまして行きやすいということがあると思います。また、規模の大きい自治体におきましては、限定された場所、決められた日時により集団健診で実施しているとき、こういった場合には比較的身近な近所で受診できるということで、利便性が高くなるなどメリットがあると思われま。

じゃ、当市においてコンビニ健診実施した場合にはどうかというふうに申し上げますと、医療機関よりは敷居が低くなり行きやすいというメリットはあるというふうに考えておりますけれども、当市につきましては集団健診という形をとっておりません。先ほど申し上げましたように、各医療機関でそれぞれの希望したところでお受けいただけるという形になっておりまして、今年度は市内では26の医療機関、それから先ほど御紹介というか、答弁の中でもありました相互乗り入れによりまして、小平市では35、武蔵村山市14、市内を合わせますと合計で75の医療機関の中から自分の御都合に合わせた日にち、時間で受診するということができますことから、比較的受診しやすい環境が整っているというふうに考えております。さらに、コンビニ健診の場合には、場所の確保に関する店舗管理者等との交渉、調整、それから医師やスタッフを確保する費用等が新たに発生するということが考えられますので、この実施に当たりましては当市においてやる場合には、クリアしなければならない課題がまだ幾つかあると、こういったふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。なかなか難しいということはわかりました。

2月12日に、東大和市とイトーヨーカドー、セブンイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定を締結いたしました。連携事業の（2）に食育及び健康づくりの推進に関することとありました。具体的な連携事

項には、これイトーヨーカドーさんにてですけれども、献血会場の提供とあります。これと同様な形で、特定健診を実施することもできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） スーパーなど、多くの市民の皆様がふだんから利用されてる場所や施設を使用して、特定健診を実施するというにつきましては、受診者の皆様にとっても利便性の向上ということで、そういった意味からすると一定の効果が期待できるかなというふうには考えてるところでございます。ただ一方で、先ほどの担当課長のほうからもお答えしましたとおり、集団健診という形になりますと、今までかからなかった費用、こういったものが新たに発生する。それから、具体的なところになってしまいますけれども、先ほどお話しした健診結果の方法ですね、今は医療機関に行っていたらいいかというふうな、そういう問題も発生してまいります。こういったものを考えながら、実施するとすれば検討していかなきやいけないというふうに考えておりますけれども、いずれにしてもこれも先ほど担当課長からお話ししましたとおり、当市における現状の特定健康診査の実施方法、これが今のところでは環境的には十分整っているかなというふうに考えてるところでございます。スーパーのもしくはコンビニエンスと、こういったところを使った特定健診の実施につきましては、当市にとってのメリット、そういったことも含めて他市の事例等も参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、前向きにお願いをしたいというふうに思います。

では、次に各種がん検診についてお伺いをいたします。

それぞれ期間や受診場所も違ってくると思いますので、保健センターで行っているがん検診に関して、受診から結果説明までの流れを教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 保健センターで行います健康増進法に基づく、がん検診についての流れについて御説明申し上げます。

まず大腸がん検診につきましては、個別検診方針ということで、指定の医療機関にて検診のほうを実施していただいております。検診を受診後、おおむね2週間後に、受けていただいた医療機関のほうに行っていただいて、結果説明のほうを行っていただいております。

次に、乳がん検診、子宮がん検診につきましては、委託先であります東大和市医師会から結果報告書を健康課で受領した後に、健康課から受診者の方へ通知を送付していただいております。おおむね受診後1カ月から2カ月ぐらいの間での郵送となっております。

次に、胃がん検診、肺がん検診につきましては、都がん検診センターでのレントゲン写真の二重読影などに、東大和市医師会におきましても三重読影という形での読影をしていただいております。その後、東大和市の医師会から結果報告書を健康課に送っていただいた後に、受診者の方へ送っておりますので、この場合は受診後から2カ月前後での郵送となっております。

いずれの検診におきましても、受診者の方に検診票をお送りするときに、結果通知の目安の時期についてもお知らせをさせていただいております。また、判定の結果において、緊急的な対応が必要な事例が出た場合におきましては、委託先から直接受診者の方に御連絡いただくと同時に、健康課のほうに御連絡をいただくというふうな形をとっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、受診率向上策ですけれども、コール・リコールに関してですが、その効果について教えていただけますでしょうか。また2016年度から胃がん、肺がんも個別勧奨の対象になりますが、当市の取り組みや現状について教えてください。

○健康課長（志村明子君） がん検診受診率向上のためのコール・リコールについては、一定の効果があるというふうに言われております。当市におきましても、クーポン券を送付しますがん検診推進事業の未受診の方につきまして、コール・リコールを行っているところでございます。来年度以降、国は平成28年度、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、検診推進事業のほかのがん、胃がん、肺がんにつきましてもコール・リコールをするというような実施についての案を示したところでございます。具体的な内容や一定の年齢については、今後、通知が出されるということですので、そちらのほうの通知に基づいて、当市における具体的な方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、よろしく願いをいたします。

では、受診率向上策についてですけれども、他市ではどのような取り組みをしているか、わかりましたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 他市における受診率向上の取り組みでございますけれども、ある程度、年齢を絞った形での効果的な受診率向上のための取り組みをしているという例がございます。例えば、あきる野市などにおきましては、過去に申し込んだ人に対する方の中で受診が滞っている方はいないかとか、あとは受診の方法としては、いわゆる職員など、非常勤職員などを通じて期間中の受診日の変更など、受診の方の御希望に沿う柔軟な対応をするような形での御案内をしているとか、あとは利便性を高くするために、同時に全てのがん検診、複数のがん検診を受診できるように検診を工夫したりだとかというふうな形で、受診率の向上とあわせて実際がん検診を受けるときの環境の整備等を行い、受診率を上げたというような事例がございました。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、そちらのほうも参考にさせていただいて、受診率が上がるようにしていただければと思います。

また、がん検診の受診状況について、東大和市健康増進計画に書かれておりますが、特に受けてない方が42.3%で最も多くなっておりまして、受診している中では子宮がん検診、乳がん検診が18.7%、胃がん検診が17.8%、大腸がん検診が14.8%となっております。これは平成25年度の結果なので、その後の受診率はどのように推移をしておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診の受診率の推移でございますけれども、今公的なデータとして直近でありますものが、立川保健所がまとめたデータになります。それだと全国での比較になりますので、平成24年度のものになるんですけれども、東大和市におきましては圏域の受診率のほぼ平均か、もしくはそれ以上という形になってございます。一つ、大腸がん検診だけ、圏域では11.7%のところ、東大和市では5.1%という形になってございます。ただ、26市全体の平均に比べると、どれも平均には届いていない状況ですので、まずは26市の平均に近づくための取り組みを進めていくことが必要ではあると感じております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、お願いをいたします。

各がん検診の受診率ですが、当市の目標を教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 各がん検診率の当市の目標でございますけれども、健康増進計画におきましては、国が目指す50%ということを見据えて設定のほうをさせていただいております。ただ、今現在の受診率のほうが、先ほど申し上げましたように、まだまだ非常に厳しい状況でございますので、まずは身近に取り組めるコール・リコール等の取り組みを進める中で、がん検診の受診率の向上を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、かなり受診率に開きがございますので、ぜひ頑張ってください、受診率が上がるようにお願いをしたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

予防接種に関する取り組みについてでございますが、接種のお知らせ方法について、まずお伺いをいたします。前回の一般質問でもお伺いいたしましたが、予防接種のスケジュール管理に関するアプリなどが入った東大和市オリジナルの子育てアプリ「東大和スタイル」が3月15日よりダウンロードが可能になりますが、予防接種のお知らせの内容と進捗状況を教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） 今取り組んでおります子育てアプリに関する、その機能の中での予防接種についての部分についての御説明でございます。

まず、子育てアプリケーションの中には、予防接種のお知らせという形で、各ワクチンごとについての説明の情報を掲載するカテゴリーとして、一つの予防接種というものを設置する予定でございます。また、アプリケーションを活用しての予防接種の管理の機能につきましては、プロフィール画面でお子様の生年月日を登録していただきますと、お子様個別ごとの予防接種の記録のページが自動作成されることになってございます。そのページを使いまして、カレンダーに予防接種の予約を入力いたしますと、アイコンがカレンダー上に表示され、予約日が近づいたり、また予約をしていなかった場合には、定期予防接種の望ましい接種期間が近づいたときには、プッシュ通知としてお知らせ通知が届くよな、そういう機能を盛り込むこととなっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） よくわかりました。

では、B型肝炎ワクチン定期接種化についてですが、済みません、B型肝炎について教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎ですけれども、このB型肝炎は、B型肝炎ウイルスによって引き起こされる感染症でありまして、このB型肝炎に感染しますと、いずれは肝硬変や肝がん、肝臓がんなどを発症する、そういう重篤な状態を引き起こす感染症として言われているものでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、B型肝炎ワクチン定期接種化の具体的な準備について教えてくださいませんか。

○健康課長（志村明子君） B型肝炎の具体的な事務でございますけれども、今国のほうで具体的なその対象者、また経過措置について、接種間隔について等、検討し、通知を発出する予定となっております。そういったものを含めながら、健康課のほうでは準備のほうをしまいたいというふうに思っております。また具体的

になったときには、積算をいたしまして、補正予算等を計上し、対応したいというふうを考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

定期接種は、生後2、3、7から8カ月の3回実施するというようになっておりますが、その期間に接種できなかった場合は、どのような対応になりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 今現在、国のほうで、その望ましい接種期間に経過ができなくなった場合の救済措置などもどうするかといったことも含めて、具体的な実施方法について検討しているところでございますので、それに合わせて本市においても予防接種について実施方法を検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、ほかにも定期接種化されたワクチンというのはありますか。

○健康課長（志村明子君） 現在、厚生労働省に設置されております予防接種とワクチンの分科会におきまして、定期接種化が継続して検討されているワクチンについては、おたふくかぜワクチンとロタウイルスワクチンがあるということでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。では、しっかり対応できるようにお願いをしたいと思います。

インフルエンザの予防接種についてですが、季節性のインフルエンザは、毎年1,300万人以上が罹患し、多くの健康被害を出しております。インフルエンザワクチンについては、一般に重症化の予防効果が認められていますが、中学生以下については、なぜ2回接種するのか、また接種の間隔について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 季節性のインフルエンザワクチンにつきましてでございます。まず、お子さんのうち、生後6カ月から13歳未満の方につきましては、1回目の接種後から2週間から4週間あけて2回打つことによつて、免疫の効果が上がるというふうに言われてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、定期接種以外のワクチンの公費負担について教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 定期接種以外の接種費用の公費負担についてでございますけれども、本市におきましては、定期接種について、その接種期間をやむを得ない理由で、例えば体調不良によつて接種ができなかった。そういった方に関して、ある程度の期間を設けて一部費用のほうを助成しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） インフルエンザの予防接種や、おたふく風邪のワクチンは高いので、公費助成してほしいというふうなお声を複数いただいているところでありますが、今おたふく風邪が流行しているようでございます。おたふく風邪は、発病後に難聴を発症することも多く、侮れません。公費助成をしていただければ、難聴になる子も減らせると思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員のほうから、おたふくかぜワクチンについてのお話がございましたが、先ほど健康課長から御答弁させていただいておりますけれども、おたふくかぜワクチンにつきましては、現在、厚生労働省のほうの分科会において、継続して検討されているワクチンの一つとなっているところでございます。また、先ほども御答弁させていただいておりますが、まずはB型肝炎のワクチンについての実施というこ

とで、それを確実に市としては行っていくということを考えていかなければいけないと考えております。現在、概算してるところでは、4,000万円ぐらいかかるかなというようなところでおりますので、そういった財政負担とか、そういったものがございまして、まずは定期的に規定された法定の接種についてを確実に実施していくということで、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

助成は難しいということですが、市長がおっしゃる「日本一子育てしやすいまちづくり」という観点からも、インフルエンザの予防接種のこの2回目だけでも、何とか検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） インフルエンザのワクチンにつきましては、お子様につきましては平成5年以降ですかね、予防接種法に基づく定期予防接種からは除外されて、任意接種となっております。高齢者の方につきましては、高齢者の肺炎の併発とか、お亡くなりになるというのが多く、高齢者福祉施設で蔓延して死亡者が非常に多かったというようなことで、定期接種というふうになった経緯がございまして、当市といたしましては先ほども御答弁させていただきましたが、まずは定期接種を確実に実施していくというような方向性で考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。強く要望いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

買い物弱者に対してですけれども、買い物弱者に対する多摩地区の自治体の取り組みや状況について教えてくださいませんか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 多摩地域の自治体の買い物弱者支援関連事業といたしまして、一例といたしまして多摩市の事例がございまして、多摩市におきましては、あんしんお届け便という支援事業を実施しております。この事業は、地域の住民の高齢化と人口の減少のために、スーパーが撤退した多摩ニュータウン地域におきまして、民間事業者が4トントラックを改造いたしまして、移動販売車を運行しております、買い物支援をしております。週に3回ほど生鮮食料品など約500品目を取り扱っております。販売場所の確保などにつきましては、市と事業者が連携いたしまして、集会所や住宅地など6カ所を巡回していただいております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 多摩市の支援事業について御説明を今いただきましたが、市内で事業者が充実している宅配サービスや移動販売の事例はあるのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市内で行ってる宅配サービスの事例でございまして、スーパーなどで毎日の買い物が大変と感じてる方が、インターネットや電話で注文を行って、玄関先まで指定した時間に宅配サービスを行っているところもございまして、また、コンビニエンスストア等では、インターネットや電話で注文して、一定の購入以上のお客様に対しましては、日が変わりでお弁当や生鮮食料品、日用品など、宅配サービスを行っているところもございまして、

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） それでは、市内のスーパーでは、市内全域を対象に宅配サービスを行っているのか、

お伺いをいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市内の全てのスーパーが宅配を行ってるわけではございませんが、実施しているスーパーにおきましては、中には宅配サービスを行っていない地域があると聞いております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、移動販売車ですけども、生鮮食品や日用雑貨など品物を取りそろえて販売しておりますが、生活必需品以外のものを取り扱っている移動販売車がありましたら、御紹介をいただけますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 生鮮食料品以外のものを取り扱っている移動販売車につきましては、やはり生鮮必需品が取り扱いのメインとなりますので、数は少なく考えております。ここでは、岩手県の医療品の移動販売車の事例について御紹介させていただきます。この移動販売車は、定期的が高齢者施設などに出向きまして、約400点の衣類を荷台に展示いたしまして販売しております。利用者は、好きな品物を手にとって選ぶことができるようになります。特に衣料品ということで実際に身につけたりして、買い物は楽しみにできているということで、好評でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、定期的に移動販売車が巡回をしてくると、地域の方にはどのようなメリットがあるのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 移動手段のない方にとって、身近なところまで定期的に移動販売車が巡回に来てくれることにつきまして、次のような利点があると思います。店頭と同じ品物、同じ金額で購入することができます。また、宅配サービスなどと違って、実際に自分の目で見て商品を選ぶことができます。決まった日に来てくれるので、生活の一部となって、仲間とのコミュニケーションの場となることも考えられ、外出の確保につながると思います。このように移動販売車が地域の交流の場、また地域の出会いの場、生きがいつくりの場として御近所の見守り効果が好評につながるものと考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 今、移動販売車はかなりメリットがあるということをお伝えをいただきましたが、東京都が実施をしております商店街買い物弱者支援事業の内容についてお伺いをいたします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東京都が実施しております補助事業といたしまして、商店街買い物弱者支援事業がございます。この事業は、商店街等における補助事業であり、商店街の振興及び中小商業者の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的として行っているものでございます。その一つの手法といたしまして、商店街が行う地域の実情に応じた買い物支援事業に対しての支援でございます。補助金の額は、東京都が補助対象経費の2分の1、市が4分の1、商店街が4分の1を負担いたします。補助対象経費につきましては、施設整備費、委託料、賃貸料、広告宣伝費、備品購入費等が対象となっております。事例といたしましては、宅配サービス、移動販売事業、高齢者の買い物送迎事業等がございます。26年度に府中市で本事業を活用した事業を実施しております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ただいま26年で、府中市で行っているというようなお話がございましたが、今現在の取り組み状況についてお伺いできますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 府中市で実施している補助金を活用した事業の御紹介をさせていただきます。

府中市におきましては、商店街が取り組む宅配事業でございます晴見町商店街まるごと宅急便というものを支援してございます。この事業は、高齢者や子育て世帯の方が、府中市の晴見町商店街でお買い物をした商品や自宅から電話やファクスで注文した商品につきまして、自宅まで配達してあるものでございます。宅配料金は、1回当たり300円でございます。月曜日と水曜日と金曜日、土曜日に自宅のほうに配送しています。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 当市においても、東京都が実施している補助事業、商店街買い物弱者支援事業を実施できるのではないかと思いますけども、その点いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 商店街買い物弱者支援事業、補助金制度でございますが、これは先ほど担当課長のほうからもお話ししましたとおり、まず商店街等が主体となって取り組む事業ということがございます。まず市との連携の相手となります実施主体となる商店街などが存在するということが、実施に当たっての第一関門ということになってまいります。このために、市としましては先進市の事例などを商店街等に情報提供し、なおかつ、その実施に関して理解を求めるといようなことで、この制度そのものの活用についてPRをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、お願いをいたします。

このような買い物弱者支援事業が、一つのこの商店街での実施が難しい場合は、複数の商店街の持ち回りで買い物支援を行うことにより、商店街の活性化にもつながっていくというふうに思うのですが、市の見解をお伺いできますでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 一つの実施主体、一つの商店街等で行うということが、なかなか難しいという場合に、複数の商店街等が連携して買い物支援を行うということにつきましては、この補助金の対象にもなってございます。また、負担を分散するという意味でも、一定の効果があるのかなというふうに考えてございますが、一方で複数が連携して行うことに伴っての新たな負担というものも発生するという点もございます。いずれにいたしましても、手を挙げていただくということ、そういった実施主体があるということが、先ほども申し上げたとおり大前提でございますことから、市としては先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、制度のPRなどを努めて、ぜひ手を挙げていただけるようにということが、やっていかなければいけないことかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、前向きにお願いをしたいと思います。

では、次の項目に移ります。

冬場の安全対策についてでございます。

カーブミラーに霜がおりて危険な箇所があるということで、先ほども壇上にて話をさせていただきましたけれども、特にこの新青梅街道より北側の地域、寒い朝とかカーブミラーに霜がおりて危険な箇所が結構ございます。何とかしてほしいというような相談が何件も寄せられております。まずは、そのカーブミラーの定義と目的を教えてくださいませんか。

○土木課長（寺島由紀夫君） カーブミラー、設計基準では道路反射鏡ということで言っておりますが、この定義でございますが、道路法施行令の中で規定されておまして、道路の附属物としまして、他の車両または歩行者を確認するための鏡ということで規定されてございます。この目的でございますが、道路におきまして、

道路の構造上や宅地内の状況等により、視距あるいは交差点における見通し距離が不足している場所があり、これらの場所を通行する車両を安全かつ円滑に走行させるために、視距を補完することを目的に、単路部、交差点等の前方及び側方の他の車両、歩行者等を確認するために設けられるものということとなっております。以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほど市長からの御答弁にもありましたけども、あくまでも補助的なものであるというのは、わかっておりますが、いつも無意識に安全確認をしているカーブミラーが曇ったり、凍結をして真っ白になっていると、いつもなれている交差点やカーブが突然とても危険な場所になってしまいます。カーブミラーが真っ白で慌ててしまったり、パニックを起こして安全運転ができなくなってしまうたり、自転車や歩行者でも危険な思いをした方もいらっしゃると思います。冬でも曇らないカーブミラーが今ありますけども、どのようなものがあるか教えてくださいいただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） どのような種類があるかということですが、蓄熱式というものが一つございます。こちらは昼間に蓄熱された太陽エネルギーを利用して、気温低下に応じて逐次連続放熱しながら鏡面に霜や結露が付着しにくくするものでございます。鏡面の裏側に、熱の緩衝材が組み込まれているものでございます。それから、もう一つ、ヒーター式というものがございます。こちらにつきましては、鏡面の裏側に配置しましたヒーターを電源により鏡面を暖め、曇りを防止するものでございます。こちらは電源が直にないと設置できないということと、電気料がかかってしまうということがございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） では、通常のカーブミラーとのコストの差はどれぐらいになりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） コストの関係でございますが、先ほど申し上げました蓄熱式でございますね。こちらのほうは、通常の道路反射鏡の1.3から1.5倍程度となっております。その他に、この蓄熱式は重量が重いということもございまして、設置するのに高所作業車等を使いますので、その分もちょっと費用が割高になるということもございます。ヒーター式につきましては、通常の三、四倍ということになってございます。三、四倍のほかにも、電気料もかかってくるということで、こちらはかなり高額なものとなっております。以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 他自治体の取り組みにはどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 調べましたところ、東京都内の中では特に取り組みを行っている自治体はございません。この近辺の県で、神奈川県南足柄市でございますが、こちらは市内全域で蓄熱方式のものを設置してるといってちょっと特殊な例でございますが、こういう例がございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、東京都で先進的に行っていただければありがたいなというふうに思います。

今後の取り組みや課題についてですけども、特に危険だと思われるような箇所だけでも交換をしてみたいかがかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 霜の関係でございますが、霜というものでございますが、前日の晩に湿気が多いときに、翌日の朝に冷え込むと曇りや霜が起きやすくなるということですが、ほとんどが数時間で霜、曇りは解消されるというところがございます。また、年間の中で、これ民間の調査ではございますが、1年間で数

日程度の曇りということで、例えば事故が多発してるところとか、何か特別な事情がない限り、ちょっと設置のほうは難しいかなということで担当課のほうでは考えてございます。

以上でございます。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今、土木課長のほうから説明申し上げましたように、なかなか費用対効果的なこともございます。ただ、今御提案いただきましたように、非常に重要ポイントというようなことが判断できるところについては、こういう今、土木課長が紹介した蓄熱式やヒーター式が難しくても、表面に曇りどめを塗るといったようなこともありますので、そういったことも少し工夫をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをしたいと思います。

では、降雪後の除雪についてですが、市民の方から除雪について連絡が入ったときの対応を教えてくださいますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 除雪の関係でございますが、主要な坂道の道路ですね、こちらのほうを建設同友会の御協力を得まして除雪をしていただいています。また市の職員によりまして、東大和市駅前や玉川上水の駅前をやってるような状況でございますので、生活道路等、除雪の依頼があったときに、その場所の状況を見まして必要なケースであれば除雪は行いますが、やはりいろいろな場所を除雪してますので、職員の人数にも制限がございますので、なかなか生活道路までは手が回らないような状況でございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） おっしゃるとおりだと思います。でも、市内の北側は坂が多く、高齢者世帯も多くなっており、雪かきができない世帯もふえております。何らかの対応をしなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 何らかの対応ということですが、今回も1月18日に積雪がございましたが、そのときも市の職員、また建設同友会さんの御協力を得ましてやったわけなんですけど、なかなか生活道路までは回らないということもございます。市内の高校のスポーツクラブなどでは駅前とか、駅前を中心に除雪をやっていただいているケースがございますが、生活道路ということになりますと、なかなか実施するのは難しいような状況でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

厳しいというのは、重々承知の上で質問させていただくんですけども、雪が降ったら厄介だと思えば、なかなかいい考えも出てきませんが、逆転の発想で、せっかく雪が降ったのだから何かできないだろうかというふうにと考えると、妙案が出てくるかもしれません。例えば、市から表彰していただいておりますけども、また市報にも載りましたが、今も積雪があると東大和高校の生徒や創価高校野球部の生徒たちが、新青梅街道の周辺

や東大和市駅の周辺などを雪かきをして、交通安全を守ってくれております。そこで、雪が降ったら小学校、中学校の児童や生徒の体験学習の場として、高齢者世帯の雪かきボランティアを実施し、社会勉強という目的のほか、地域において顔が見えるような取り組みができたかどうかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** 今、都立学校2校についてのお話をいただきました。両校とも非常に、雪が降ると積極的に雪よけしていただいて、市民の方の安全確保に努めてくださっております。大変ありがたいなというふうに思っております。また、小学校、中学校についてのお話ですけども、小学校については極力けがをさせないようにということで、雪が降ると元気よくなりますので、外に出すと必ず雪当てを始めます。ですから、小学校についてはバランス感覚も含めてちょっと心配なところが大きいなど。中学校については、土曜なり日曜なりということでは対応できる可能性はあるかと思っておりますけども、平日、雪降ったその日の朝、あるいは昼ごろというふうになると、突然のことですから、学校のほうもなかなかその対応をするのは難しいなというふうに思っておりますが、校長先生方とまたいろいろ相談しながら、何か地域貢献ができるようなことがあれば、また御相談申し上げたいなというふうに思います。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。ぜひ、お願いをしたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

オフシーズンの市民プールの利活用についてでございますけども、他市において特徴的な事業がありましたら教えていただけますでしょうか。

○**社会教育課長（村上敏彰君）** 市長答弁にもございましたように、近隣の羽村市では、公園の一部としてトイレや児童プールを開放しているという例がございます。また、武蔵野市の例でございますが、昨年9月に2020東京オリンピック・パラリンピック競技に向けたスポーツイベントとして、1日限りではございますが、屋外の50メートルプールを利用して、カヌーの体験教室を行った事例がございます。そのほかさいたま水上公園では、プールサイドを利用して一輪車教室を実施しておりますし、指定管理者ほうからは、そのほかにも釣り堀やアイススケートリンクとして活用している例があるということは伺っております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** オフシーズンに、カヌーができないかというようなお声を私もいただいております。市民プールでカヌー教室を開く場合の課題について、教えていただけますでしょうか。

○**社会教育課長（村上敏彰君）** 当市の市民プールにつきましては、25メートルプールの素材は金属製ですが、流れるプールの素材はFRPで、強化プラスチックでございます。流れるプールでカヌーを行った場合は、壁面に船体がぶつかることで傷ができて、漏水につながる可能性もあります。またプールにはろ過機が設置されておりますが、このろ過機を使用する場合には落ち葉の除去が欠かせない作業となりますので、したがって多量の葉っぱが落ちる時期につきましては、プールの利用は難しいのではないかなど、このように考えております。

以上でございます。

○**17番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

あれだけの敷地を、この夏場だけしか利用しないのは非常にもったいないというふうに思います。シーズンオフの活用を、ほかにも検討ができるようなことがあるんじゃないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民プールのオフシーズンの活用についてでございますが、指定管理者のほうにちょっと伺いましたところ、今のところオフシーズンのプールの活用については、予定をしていないというようなことは確認をしているところでございます。今回、荒幡議員のほうから御提案をいただきましたので、今後、指定管理者と相談しながら研究してまいりたいと考えております。いろいろな課題もあると思ひますし、費用面なんかもあるのかなと思ひます。あと指定管理者の協力がなければ、これは全然難しい話だと思ひますし、いずれにしましても指定管理者とちょっと話をし、研究してまいりたいと思ひております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、お願いをしたいと思ひます。

最後に、福生市での事例をちょっと紹介をさせていただきます。

福生市では、市営プールは平成25年の7月から屋外プールでは珍しく指定管理者制度を導入したということでございます。子供の早い段階における親水、親しむ水ですね——への取り組みを通じて、管理者として地域に貢献したいという思いを受け、例年、同プールでカヌー教室を行う東京女子体育大学、同短期大学にスポーツ推進課が打診をして調整を行い、専門の講師を増員することを快諾をいただいたということです。

平成26年より、小学生にまで拡大をして、カヌーを通じて水に親しむ機会を創出しているということでございます。管理者も会場の提供及び事前準備と水質管理を無償で行い、3回の負担増も行わずに開催するというので、これ1日限りの特別教室ということなんですけども、近隣市でも指定管理者と協力をして、事業を展開しておりますので、ぜひ当市でも検討をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま福生市の事例を御紹介いただきました。1日限りということで、そういう単発事業というのも考えられるのかなというふうには思うところでございますけども、いずれにしましても東大和市では、これまで実施してきておりませんので、今後その実施に向けては可否も含めて、指定管理者と相談をして研究してまいりたいと思ひます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、研究していただいて、実施できる方向で進めていただければと思ひます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野 杜 成 君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

〔14番 関野杜成君 登壇〕

○14番（関野杜成君） 14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、大きな1番目、教育についてです。

①教育関係の予算配分の考え方と必要性（市長として）について、お伺いいたします。

②学校給食の予算と内訳についてお伺いをいたします。

③食育についての考え方と今後の課題や予定についてお伺いいたします。

大きな2番といたしまして、①、こちら「自主工事」とありますが、「自費工事」と修正させていただきます。自費工事となる工事の種類について。

②申請時の対応について。

③問題点と今後の課題についてお伺いいたします。

大きな3番目です。緑化管理についてです。

①町なかの植栽管理と丘陵などの管理の違いについて。

②アスレチックなどの管理計画について。

③先日起こった高所作業員の死亡事故の内容について。

④問題点と課題。今後の改善についてお伺いいたします。

この場での質問は以上です。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、教育関係の予算配分の考え方と必要性についてであります。予算につきましては市の基本構想に基づく将来都市像の実現に向け、基本計画等に定めます施策を具体化するもので、教育関係につきましても、この考え方を基本とし、現状の課題に対する内容で、毎年度の予算編成を行っているところであります。平成28年度予算におきましては、教育内容と教育相談体制の充実、学校施設の環境整備、そして新学校給食センターの建設など、「日本一子育てしやすいまちづくり」を進めるために、必要性が高いと考えられます事務、事業について、予算の編成を行ったところであります。

次に、学校給食の予算と内訳についてであります。私費会計である学校給食会計の収入は、保護者の皆様に負担していただく給食費が主なものであります。支出は、食材料の購入費のみに充てております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、食育についての考えと今後の課題についてであります。市では平成27年3月に市の食育推進計画を含めた東大和市健康増進計画を策定し、市民の皆様が将来にわたって適切な食生活習慣の確立と実践をしていただけるよう、食育の推進に取り組むこととしております。今後の課題としましては、市民の皆様に対する健康的な食生活の知識の普及啓発及び実践に向けての取り組みの強化が必要であると考えております。引き続き関係部署が連携し、食育推進のさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、小中学校におけます食育につきましては、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組むことが重要であります。各小中学校では、食育の指導を担任のみならず栄養教諭や栄養士と連携して、年間を通じて行っております。今後も、食に関する指導の充実を図っていくことが大切であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、自費で行う工事についてであります。道路の新設、改築または修繕に関する工事は、原則として道路管理者が行うものであります。道路法第24条には道路管理者以外の者の行う工事についての規定がございます。沿道居住者の方等が土地利用上、道路の構築物を改築または変更する必要がある場合等において、道路管理者の承認を得て自費で行うものであります。

次に、自費となる工事の申請についてであります。申請には申請書に工事についての設計や実施計画を添付して提出するよう求めており、その内容が市の道路構造の基準に合致しているか確認するとともに、道路管理上の支障の有無などを総合的に判断し、承認を行うものとなっております。

次に、問題点と課題についてであります。工事完了後は一般の通行の用に供するとともに、市が管理する

こととなりますことから、工事が適切に施工されていることが大事であります。そのため、工事を承認した際の市から指示、あるいは指導等に基づき、施工業者が適切な施工技術により工事を履行できるかが重要であります。

次に、街中の植栽と丘陵などの樹木の管理の違いについてであります。街路樹等の植栽につきましては、景観と通行者の安全を目的として年間計画に基づき適切な時期に剪定や除草を行っております。丘陵などの管理につきましては、狭山緑地を例にとりますと、雑木林として管理をしております。雑木林は、適度に樹木の伐採を行い、日光を入れ、また下草刈りを行い、四季折々、さまざまな山野草が育成されるよう管理する必要があり、ボランティアの皆様にご協力いただき、進めております。

次に、アスレチックなどの管理計画についてであります。アスレチックにおきましては管理計画は策定してはおりませんが、施設管理委託の中で園内の状況の確認や遊具の日常点検、軽微な修理を行っております。この点検状況を受け、ふぐあいがある場合には、職員が直接現地にて確認し、対応しております。

次に、狭山緑地樹木伐採委託における事故についてであります。平成28年1月14日、木曜日、午後3時15分ごろ、東大和市奈良橋1丁目、市立狭山緑地内におきまして事故が発生いたしました。状況といたしましては、市が発注しました樹木伐採委託におきまして、高木を伐採する際、高所作業車のかご部分に作業員が2名乗車し、アームを伸ばしている最中に高所作業車がバランスを崩し、横転したことによる作業員が死傷したものであります。

次に、問題と課題、今後の改善策についてであります。狭山緑地樹木伐採委託につきましては、委託仕様書において、人力による伐採としておりましたが、高所作業車の使用を禁止する記載はなく、受託事業者の判断により導入したものであります。今後におきましても、安全第一はもとより、現場の状況によっては高所作業車など重機の導入について禁止する仕様書とするなど、このような事故が再び発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校給食の予算とその内訳についてであります。平成27年度予算額は約3億2,800万円です。また予算の内訳でございますが、収入は保護者の皆様にご負担していただく給食費が大半を占めております。ほかには前年度からの繰越金や試食会の代金等の諸収入で構成をしております。支出は、米やパンの購入費に充てる主食費が約5,500万円、その他の食材の購入費に充てる副食費が約2億7,300万円です。予算につきましては、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問し、答申をいただいております。引き続き学校給食会計の適切な管理、運用に努めてまいります。

次に、食育についての考え方と今後の課題や予定についてであります。現在、各学校からの依頼に基づき、栄養教諭や栄養士が学校と連携し食育指導を行っております。平成26年度の実績としては、約60件でありました。食育の推進における課題としては個々食器の導入がありますが、新学校給食センターの稼働に伴い、平成29年度から個々食器を導入いたします。献立内容にふさわしい食器、年齢に応じた大きさの食器、これなどを使うことで、正しい食事の姿勢を身につけることにつながるものと期待しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

それでは、順次再質問に移らせていただきます。

まずは教育についてです。全体的な形で質問をさせていただければというふうに思っております。

なぜ今回、市長として予算配分はどうなんだろうというような形だったり、また学校給食の予算の内訳というのを聞かしていただいたかといいますと、毎年、議会でも、そのときは市長部局も一緒なんですけれども、給食を年1回、食べさせていただいております。正直、今のところはワンプレートの食器を使って食べているんですが、私が大人だからなのかどうかわかりませんが、あれを見て、私が中学校とかそんぐらいよりも、給食の内容が少し何というんですかね、言葉を選ばないとあれですけど、余りよくないのかなという言い方でいいのかわかりませんが、ちょっと停滞してるのか、どういう形になっているのか。ちょっと量的にも少ないなというような疑問をずっと持っていました。

昨年のときも、やはり見た限り、ワンプレートの中に大きな部分と小さな部分、2つずつあると思うんですけど。小さな部分2つ、これなぜ分けているんだろうと。ある意味、前に食べたような給食であれば、本来こういったのって、あえて一緒に食べれるような形でも出していたんじゃないかな。逆に言うと、その入れる場所というか、食材の中身が少ないから分けて出しているのかなというふうに勝手に、ちょっと私のこれは感想ですけども、思ったので今回質問をさせていただいております。

給食費に関しては、いつも小学校または中学校で、給食のしおりという形で、例えば新年度で入ってくる親御さんたちに、給食費に対して、これはどのような予算かというのを説明をしていると思うんですけども、それは小学校1年生に入ってきたときの説明だけなのか、それとも中学校に入ったときも親御さんにそういったものを説明をするのか、ちょっとまずその辺をお伺いさしてください。

○給食課長（梶川義夫君） 学校給食にかかわる私会計の部分の予算でございますが、小学校、中学校、含めまして、毎年、学校給食センター運営委員会の中で、各学校からPTAの代表の方、あるいは保護者の会の代表の方等々、委員として御参加いただきまして、そこで御説明をさせていただいて、質問をお受けして御理解を得るという状況でございます。また、26年度には消費税の引き上げ分について改正をさせていただきましたが、そういったときには文書等で十分周知を図らせていただいて、御理解を得ると認識しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） この部分に関しては、最近は少なくなっているという話も聞きますが、給食費を払わない親が多いというような部分を考えると、やはりしっかりとこういった説明があると、給食に関しては食材のみを給食費としているというところが理解できるのかなと思いますので、今までやっていますから、今後もそのような形で実施をしていただきたいなというふうに思うんですが、ただやはり先ほど初めに述べさせていただいたとおり、ちょっと食材的にどうなのかな、また今後の食育というところから考えたり、子供たちのその喜びというところから考えると、当市だとなかなか東大和の食材はこういうものが有名ですというのがないんで、ちょっとどうしようかなというのものもあるんですけど、よく場所によってはカニだったりイセエビだったり、年に1回そういったものを、地産のもの、そういった形で一応出してはおります。東大和は海は周りにありません。湖がある程度なんで、何ができるかというのわかりませんが、やはりうまかんべえ〜でも地産のもの、有名にしていこう、そういったような取り組みもされていますから、私から提案ができればいいんですけど、正直ちょっと東大和にどれがあるのかなというのがお茶ぐらいなんで、お茶を給食となると、最終的に飲む程度ですから、何かそういったものも考えられればなというふうには思っております。

ちょっとそこはいいとしまして、現在その給食の食材を買うのに、第一、第二という形で給食センターで調理をしていると思うんですが、これは第一と第二、買うときは一緒に購入しているのか、それとも別々で購入

しているのか、ちょっとこの点、教えてください。

○給食課長（梶川義夫君） 第一・第二学校給食センターで、契約する際には一緒に種類や量といったものを、予定数量という形でまとめまして一括購入しております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 別々に購入してるなら、今後、一つにまとまるから、そういう意味では食材が少し安くなって、中身が充実してくるのかなとは思いましたが、今後、給食センターができた後は、個々食器という形になります。先ほど来、話ささせていただいているワンプレートの状況で、ちょっと少ないというか、そういう状況の中、今後、個々食器になると、あれが、今のワンプレートが個々食器になったときに、食材の見ばえとして量的にどうなのかなというところも考えております。ただ、だからといって、じゃ給食費を上げましようというふうになったところで、この御時世、なかなか100円でも200円でも上がれば、やはり高いという保護者のイメージもありますけれども、今まで少し食材をよくしようというような考えがあったのか、またはもしそれがあった場合に、各学校または保護者の方に、そういう給食費の値上げ、消費税が先ほどあったというようなお話を聞きましたけど、給食費の値上げとか、そういったものが検討されたことがあるのか、まずこの点についてお伺いします。

○給食課長（梶川義夫君） 議員試食会のメニューについてもありますが、学校給食につきましては1年間さまざまな献立をお出ししております。質の高低については、また感じ方もさまざまかなと考えてございます。現状はの中で、給食費の中でやりくりをしていきたいというふうに考えてございます。過去ですが、ここ最近ですと給食費の改定については、平成23年度に給食日数の増に伴う改定、それから平成26年度の消費税税率アップ分の改定、こういったものを検討して実施してまいりました。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そういう意味では、実際、親御さんたちが子供から給食の内容を聞いてどう思っているか、そういうアンケートとかとっていただいてもいいのかなというふうにも思いますし、その上でしっかりした給食を出してほしいというような声があれば、それに対する給食費の値上げというのも考えられるのかなというふうに思うんですけど、これについては軽い要望という言い方も失礼ですが、ちょっと検討として、そちらで検討していただきたいなど。

ただ、やはり今後という言い方も失礼ですが、今期は市長は日本一子育てのしやすいまちとも言っております。そういう意味では、食育ともいろいろ考えもあるところですが、ある意味、ほかの財政の問題なのか、それとも財政が小さな市町村でも無料化だったり半額補助というようなお話も聞いております。そこまで、今回、私は求めるつもりはありませんけれども、ある意味、もう少し何か、せっかくの給食ですから、おいしいものを食べていただきたいなというところで、食材にお金をかけるために、ある意味、今の給食費を値上げせず、市からそういったもの、簡単に言えば予算ですね。そういうものを少し与えて、質をよくするというようなことも考えられないかなというふうに思って質問しております。この質問に関しては、教育委員会ではなく市長部局のほうになるんですけども、そういった考えのもと、日本一子育てしやすいまちというところを掲げた中で、何か新しい政策、そういった考えはございませんか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 日本一子育てしやすいまちということ、また地域力・教育力の向上という大きい政策の方向性のもとで、現在、新学校給食センターの建設、そして29年の10月からの稼働に向けていよいよ準備をしていくところでございます。そういう面では、食育の面でも大きく飛躍できる転換期になります。先

ほど答弁にもありましたように、長年の大きな課題であったものの一つに、ワンプレート、ランチプレートで食事をするということが、やはり非常に食育の面で後ろ向きの姿勢だという部分がございます。それが改善される。また、質の面での向上も図られます。学校給食の基本計画にも掲げておりますが、現在の第一センター、第二センターの設備、建設当時と比べて、当然ながら老朽化とともに、また施設の設備のスペース上の問題で、本来あることが望ましい調理機器が置けない、あるいはシンクの数足りない、そういうことからさまざまな面で、献立に関しましても制限が加わっております。これが新給食センターの建設、稼働に伴いまして改善されまして、今まで提供さしあげることができなかった給食、そういう献立が提供できるようになります。そういう面では、新給食センターの建設というものが、食育にも大きく弾みをつけると考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今までのところだと、調理器具やそういったものによっては献立が制限されるということですから、まずはもちろん新学校給食センターができて、それが稼働して、どのような変化があるのか、それは見ていきたいなというふうに思っておりますけれども、せっかくですから新しい学校給食センターになって、給食はどうなったとか、そういう子供たちに、ある意味、子供は思ったことをしっかりと伝えてくれますんで、アンケートをとるとか、そういったところから始めていただければなというふうに思っております。もし、その中でも、やはり食育としてどうなのかと考えたときは、先ほど来、お話がありました学校給食運営協議会のほうにも、同じような何か諮問を投げかけてみていいのかなというふうにも思っておりますので、その点については要望とさせていただきます。また、市長もうんと思えば、そういった助成というのか、予算をつけてあげるようなことに対しても要望としておきます。

それで、食育についてです。

今議会は、食育等も何度か質問されてるところですが、実際に食育として、学校ではいろいろと授業を行っているというようにお話を伺わしていただきました。ただ、授業だけでは、見て聞くだけでは、やはりどうなのか。ましてや、和食でしたっけ——が何か無形文化財になったとか、ある意味そういうふうに世界的に和食という言葉が出てきたところで、和食に対する食育等がなされていない状態だと、実際のところ恥をかくだけ日本人がって私は思っております。

そういう意味では、先日の他の議員の話でも、塩分濃度を下げるとか、市民に対してなのかな、健康課のほうでもやられておりました。私、ちょうどそのときに、みそ汁、飲まさせていただいたんですけども、やはり塩分の少なく、だしがきいてるおみそ汁というところは、やはり私も久々に飲んで、ああこちらのほうがやはりうまいなというような気持ちにもなってます。そういった、例えば塩分はこの程度だと、こういうふうになります。塩分濃度を落とすと、このような味になります。塩分濃度を落としてだしを使ったものになると、こういう味になりますというような、実際に家庭科の中で食材を使って調理をして覚えさせる、そういったことというのは、実際、各学校でどの程度やられているか教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 家庭科の授業の中での調理実習に当たるところかというふうに思いますけれども、調理実習につきましては、学習指導要領にも指導内容としてございまして、全小中学校で家庭科の授業として指導しているところがございます。その調理実習の中で、小学校5年生と、それから6年生、小学校ではですね、その2学年で家庭科の授業は行っておりますが、今の塩分濃度のことにつきましては、小学校5年生で御飯とみそ汁づくりというものがあまして、実習としましては計画づくりとか、または知識の部分での指導、そういったものも含めて10時間程度の指導計画になっております。そのうち御飯やみそ汁をつくと、

実際につくってみるといものにつまましては、4時間ぐらいをかけて実習をしているところです。こちらにつまましては、およその塩分、どれ程度みそを入れたらいいかとかというように、そういう指導はいたしますが、グループでやはり実習をいたしますので、それぞれのグループでつくったみそ汁をお互いに飲み合せて、薄いか濃いかというようにグループごとに考えながら、実際に調理実習、取り組んでおりますので、分析するところまではなかなかいってないかもしれませんが、体験としては行っているというようにところでございます。そのほか、さまざま中学校においても、地域の食文化のことも含めて、実習については時間をとって行っているということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 低学年には、ちょっと包丁つてなると怖い部分もありますけれども、高学年等であったり、また中学生であれば、実際そういった調理実習というのは行っていただきたいというよりも、もう少し違う調理実習というんですか、今みそ汁のお話を出したからみそ汁でお答えしていただいたんだと思いますが、似たような形で、やはり和食となればだしをとるだったり、そういういろいろなものがあります。

なぜ私、そこで調理実習というお話をしてるかといいますと、ちょっと話は別の話になるんですけども、そうですね、私、議員になって、ほとんど8年、10年ぐらいですけども、小学校でも自転車の安全教室だったり、中学校でもスタントマンを使つての安全教室だったりというのもやられてます。また、ごみに関しても分別という形で始まって、今は何となく当たり前になってきました。そのときに、私が周りから聞いた話なんですけれども、大人が大人にそういったことを言うと、やはり受け入れないというんですかね、けんかになるというようことは聞きました。例えば、ごみの出し方についても、これはこうなんだよ、これは違う日なんだよというお話を初め、分別の始まったときぐらいから話をしても、わかっているんだけど、やはり当たっていることを言われると人間いらっとする部分があるのかわかりませんが、そういったことが起きてなかなか直らなかった。ただ、やはり子供が学校で覚えてきて、子供から親に、また子供が隣近所の大人に、「違うよ、こういうふうにするんだよ」と言っていると、大人はやっぱりそういうのを受け入れられて、少しずつですけど、それが当たり前になってきたというふうなお話を聞いております。

そういう意味では、こちらでも、健康課でも市民に対して食育をやっているということは、今の子供を持つ親が食育に対して疎い部分もあるんだろうなというふうには私は思っています。ですから、学校でそういう子供たちに教えて、その子供が家に帰ったとき、「お母さん、きょうこんなことを教わったの」と言いながら一緒に料理をつくるか、そういったことができれば、親と子のコミュニケーションができますし、子供から教われば親だって、「ああ、じゃつくってみようか」、つくったことないことでも、やはりそういうふうになると。そういう意味では、やはり子供たちになるべくそういう調理実習というものを頭だけ、絵だけ、言葉だけで教えるんじゃなくて、体で、舌で覚えさせるようなことをやっていただきたいということで、現状やってるよりももっと多くやっていただきたいなというお話をさせていただいているんですが、授業日数等もいろいろあるとは思いますが、まずは検討できるかどうか、その点をお伺いします。

○学校教育部参事（岡田博史君） 調理実習の時間数につきましては、こちらにつきましてはさまざま、ほかの学習内容も確かにございますので、その学習指導要領に適切にのっとり時間数、決められております。ですので、多少の増減というものはあるかと思っておりますけれども、調理実習の部分だけふやしていくということにつきましては、難しいというような状況もございます。しかしながら、先ほど申しました小学校5年生での御飯

とみそ汁づくりのところから始まりまして、中学校2年生、3年生まで系統的に組まれております。ですので、中学校におきましては、和食の中でも魚料理というものも入っております。そういう実習も行っているところで、先ほどの5年生のみそ汁も、だしをとるところから実際にやりますので、そういったところから、時間数的には短い部分あるかもしれませんが、基礎的な調理の方法から、そしてレシピもかなり幅広く子供が選んで、そして家庭の中で実習したことを発表会をするというような、そんな計画まで各学校で取り組んでいるようなところもございますので、子供たちにぜひ食育の面で、その実習を通して身につけていただきたいなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 頭で覚えてやるよりも、最終的には味がどうかということになってきますんで、そういう意味ではなるべく体で、舌で、いつも私、言ってる口で100回より体で1回ってところがあります。食育に関してもそうなのかなというふうに思っておりますんで、学校でのなるべくの調理実習、または食べるというところを重きを置いていただければなということを要望しておきます。

もちろん健康課のほうに関しても、今回は教育ということで食育にしておりますのでお聞きはしませんが、健康課のほうでも、やはり市民の方ということの目線でやっておりますんで、市民だけではなく子供たち、児童にもこういったものはいいいんじゃないかというものがあれば、お互いでお話をして、よい食育、せっかくやるのであれば、本当に食育として残っていくような方法で、事業を進めていただければなというふうには思っておりますので、この点についても要望をしておきます。

食育に関しては以上になります。

続きまして、土木についてです。

この自費工事というなお話をさせていただきました。これは私が住んでる芝中、新青梅からちょうど芝中に入るところの中間地点の場所が、昨年来から何か工事はされているんですけども、ここ数カ月前にキープアウトのテープが張られてる状態のまま、工事が終わってんのか、終わってないのかという状況が起こっております。そういう意味で、今回どうなってるのかということと同時に質問をさせていただきました。

まずもって、これはどのような、先ほど道路工事、自費工事に対する申請書を提出していただいているというお話ですが、どういった経緯だったのか、その点、教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらの工事でございますが、昨年6月中旬に、歩道がある道路でございまして、車庫の出入り等で歩道を切り下げたいというようなことで、まずは相談ですが、相談があつて、申請がございました。その後、市のほうで、こういう構造でやってほしいということの指示を行いまして、工事を施工していただいたわけですが、その施工が著しくちょっと劣っていたということで、歩道の通行者からも、ちょっと危ないというような、そのような苦情もございましたので、そちらの歩道の切り下げ、終わったんですが、業者のほうで終わってるんですが、市のほうの検査は通らずということで、もう一度施工をし直してほしいということで指示をしたんですが、なかなか再工事ができなくて、その間、ことしの2月まで本人との——地権者ですが、地権者との立ち会い、4回ほど、電話でも8回ほど調整した中で、この2月19日に地権者の方と4度目の協議を行いまして、市から紹介した施工業者によって再施工することが決りまして、きょう3月4日、きょうでございますが、今工事に入っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 今のお話をすると、実際にその施工を申し込んだ、そこの住宅の方というよりも、施

工業者の問題なのかなというふうに理解をしたんですが、その点についてはそういった認識でよろしいですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今回の業者ですが、施工業者ということというよりも、施工ができる方ということで、市のほうと調整しながら工事をしていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 施工ができる方、なるほど。申請者は、多分その家の持ち主のお名前になるんでしょうけれども、工事の方法、また直営請負施工業者という、この申請書にある欄のところ、多分今回の、今回というか、今ではなく前の施工が悪い業者だったのかなというふうに思うんですけど、ちょっと今この申請書、私、見させていただいているんですが、添付書類というところに、公図だったりいろいろな設計図だったり等、書いてありますけれども、今回はそういったものというのは提出されているのかどうか。提出されているのであれば、正直、私が見たところ、私もすりつけの仕事を昔やったことがありますけど、あの歩道の狭さであるすりつけというのは、現状オーケーなのかどうかというのもちょっと私の中ではあったんですが、どのような図面の提出があったのか、または添付書類がどういったものが出されたのか、その点について教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） この申請書の提出でございますが、まずこの提出の前に、事前に市のほうにお越しいただきまして相談がございました。その中で、歩道を切り下げたいということで、市のほうから構造図等をお渡ししまして、このような構造でやってほしいということでお伝えしまして、またそのやるところのちょうど反対側、向かい側でも同様の工事が施工されておりましたので、それを参考にしつつやってほしいということで、協議をさせてもらった中で申請をしていただいた経過でございます。

その中で、添付書類としまして、その構造図や、その位置図ですね、それから交通規制図や現状写真等を添付していただきまして、市のほうでは問題ないということで承認したような経過でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 逆に言うと、その請負業者、施工業者ですよ、これはちゃんとした業者なのかなと思うんですけど、これ法人登記をされてる業者なのかどうか、ちょっとその点についてお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） こちらの業者の方ですが、確認しましたところ法人登記ではなく、個人で営業されてるということでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうなると、多分その部分かなとは思いますが。実際のところ、いろいろな公図だったり図面を一応出していただいたというようなお話ではありますけれども、やはり素人がやった感じでしか、私から見ても見えなかったんですけど、工事、やはり施工する方がどういった方なのかっていうのは、しっかりと見ないといけないのかなというふうに思います。実際そのときに施工業者であれば、必ず名刺等も持っておりますから、今後は名刺を、今回もいただいたのかどうかわかりませんが、いただいたのであればどういった企業なのか、そういったところもしっかり見ていくべきかなというふうにも思っておりますし、今回は役所のほうからいろいろと連絡をとって、東大和市にある業者に、こういった業者をお願いしますみたいなことをお伝えしたということが先ほど答弁にもありましたけれど、やはり信用できる施工業者かどうか、ちょっとそのチェックができていない状況だったのかなって思っております。

そのまま、こういう言い方はあれですけど、やったまま逃げられてしまった場合に関しては、やはり最終的には行政としてあそこを修繕していかなきゃいけなくなると思うんですけども、一度やはりこういったこ

とが起こったのであれば、今後やはり起こらないようにするためには、どのようなことが考えられるか、検討されたのか、ちょっとその点について伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 今後そのようなことが起きないためにということですが、道路法的に考えますと、監督処分、それからそれが履行できないときには行政代執行ということが考えられるんですが、そこまでやるというのもなかなか難しいところもございますので、市のほうとしましては、事前の相談のときにしっかり指導し、また工事、ちょっとこの業者はきっちり見たほうがいいかなというような部分もわかりますので、途中で工事現場を確認したり、そういうことをしながら指導していきたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 最終的には行政代執行というようなことですが、行政代執行をしたところで、実際にお金とれるかどうか、その作業費用ですね。そういったものも考えていくと、やはり最終的には、下手すると行政として負担しなきゃいけない可能性もあります。もちろん相手方によってですけども。そういうところからしたときに、ちょっとこれ私、提案なんですけど、この自費工事にかかるときに、多分見積書等も、施工業者が自費でやりたいと言ってる方に出してると思うんですね。そういった見積書の提出と同時に、見積書の金額相当のお金を、これは供託と言うとちょっとあれなのかな、預けるような形で申請を出してもらおうと。終わったら、そのお金を返すというような、そういった仕組みにこれは変えられないものなのかどうか。ちょっとこの点について伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま一時預かり金を市が収受するといったような御提案だと思いますけれども、なかなか市民で契約されている内容の金額のその一部をですね、市が一時預かるといった制度もございませんので、やはりこれは先ほど土木課長のほうからお答えしましたように、履行を厳密にきちんと管理するというようなところで、対応していくしかないのかな。どうしても、お金を預かる制度がもしあれば、何とかそういうようなことも考えられると思いますけれども、市民の間で契約される内容について、そこまでなかなか立ち入ることができないといったようなこともございますので、しっかり施工を管理したいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 済みません、これ市民じゃないんです。申請して、やっていいよって許可を出すのは役所ですよ。民間の敷地の中で、その家の人が、ほかの工事会社に、ちょっとうちの庭、これやってくれよ、これ市民です。でも、今回はその施工をしっかりしてもらうために、その施工業者に頼んで、それが代表として役所に来て、こういった切り下げをしたいんですということですから、ある意味、歩道は市の管理ですんで、そういうところはしっかりできるかどうかというところを見なきゃいけない。確かにそのとおりだと思いますけど、できなかった場合ということを見ると、最終的に先ほど言ったように行政代執行をやらなきゃいけない可能性になりますから、そのときには予算をかけなきゃいけないわけですよ、まずは。その後にお金をという流れですんで、そういうふうになったとき、お金のとりっぱぐれがないように、国民、市民の税金ですから。ないように預かり金、そういったものを創設してはどうですかということのお話なんですけど、いかがですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） その施工業者の方から一時的に費用を預かるということですが、こちら市の歳入にならない一時的な預かり金ということで、その事務を行うという法的な根拠がちょっとございません。地方自治法の中でも、普通地方公共団体の所有に属しない現金または有価証券は、法律または政令の規定によるの

でなければ、これを保管することができないとありますので、ちょっとこの手法ですね、実施するのはちょっと難しいかなということ考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 保管することができない。なるほど。

じゃ、何か法律上、そういった文言が、逆に書いてあることは現状はないんでしょうけれども、そこに入らないとか、書かれてないことであれば新しく創設することはできますよね。そういう意味では、何かやはりそういう方法を検討すべきなのかなというふうには私は思ってます。

職員を責めるわけではありませんけれども、やはりこの申請時のときに、今回の業者が、きょうやってる業者ではなく、以前やってた業者が、そういう業者かどうかというのが見抜けなかったというところに最終的にはなってきますんで、その責任をどうとるのかという話にもなってくると思うんです。今回は6月から相談を受けてですから、約半年近くずっと連絡をとったり、いろいろしていたんでしょうけれども、やはりたまたま今回は連絡がとれたというところから考えると、悪い人はうまく考えますから、現状のこれが起きたってなったら、悪い考えで考えると、じゃそういう形で申請してやって、建物を壊すのにちょっと邪魔だからすり下げして、その後、返さないでそのまんまどこかへ行っちゃえってなっちゃえば、そのままわからないままになる可能性だってあるわけですよ。

だから、やっぱり余計なお金を出さないために、本来であればお金を預けて、預かり金をもらわなくても、その審査でしっかりとできればいいですけども、その審査が結局、今回は甘かったというところですから、まずはその審査の甘かった部分を今後どうやったらしっかりとした法人、またはそういった施工ができる業者と見抜けるのかということと同時に、やはりそういった——人間やはりミスはしますから、ただミスをするのを前提で仕事をしていいというわけではありませんけれど、必ずどこかでそういったものがありますんで、今後やはりその一時預かり金じゃないですけど、そういったものを検討していただきたいなというふうに思っております。

今聞いた地方自治法に関しては、私もちょっとしっかりと読み直して、また何か方法があれば、そういった形で提案をしたいと思っておりますし、そちらもそちらで、今後こういったことが起きないように、どういったことをしていかなければいけないのか、そういったことに対してもしっかりと見直しをしていただければなというふうに思っておりますが、今のお話についてお答えください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今の制度では、御質問者の御提案のように、申請を受けるときに、かなり市のほうできちんと厳しく、その書類調査をし、なおかつ施工についても指導や監督を今まで以上に厳しく見ていくというようなことで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 見積もりとか、そういったものも一緒にここに書かれておりませんので、申請書には、ちょっとこれは書いていただきたいなと。見積もりと名刺ですね。名刺は今回いただいたというようなお話を伺ってますが、見積書がまたしっかりできてれば、それだって判断材料にもなりますんで、そういう意味では判断材料として今ここに添付書類とその他というところ、スペースありますから、しっかりと項目名を書いていただければなど。今後必要であろうというものがわかったときには、追加していただきたいというふうに要望をして、この土木についてを終了させていただきます。

次に、緑化管理についてです。

市長答弁の中では、人力による伐採という形で仕様書を書いていたというふうにはありますが、入札をこれは受けた人間が、高所作業で行ったということですよ。まず、役所側に落ち度があったのかなかったのかをちょっとお伺いしたいなというところなんですけれども、実際のところ高所作業を使った場合と人力でやった場合、高木の場合については少しちょっと単価が大分変わってくると思うんですけれども、これ人力によるというような形で仕様書を書いていたのであれば、高所作業でやる単価ではなく、人力としての単価で予算を組んでいたのかどうか、ちょっとその点についてお伺いします。

○議長（関田正民君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時50分 休憩

午後 4時59分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長（関田孝志君） 予算についてであります。12月の補正予算において410万円程度を計上したところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） この410万円というのは、高所作業車で使うためではなく、あくまでも人力による伐採というところでの単価をもとにつくった予算なのかどうか、その点をお聞かせください。

○環境課長（関田孝志君） この410万円につきましては、あくまでも人力ということで、はしごとか、そのまま直接木に登っていただくとか、このような特殊な伐採方式で実施するよにということの中での予算でございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうすると、例えば高所作業車になると、この金額は上回るのか、それとも下がるのか、積算をされてないと思うんですけれども、実際の単価だけでも見てもわかると思うんですが、わかるようだったら教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 実際、重機を使えば金額的には下がるものというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 市長答弁でも、何か仕様書に高所作業車を使用することなくという記載がない、今後はそういったものを書いたほうがいいのかというようなことを言われてましたが、正直、優しいなと思いました。この高所作業での事故に関しては、私、数年前も、たしかまだこのときは委託ではなく、職員の方が——高所作業といっても低い高所作業ですね。そういったものをやられ、事故が遭ったんで一般質問をさしていただいて、しっかりとした業者にお任せしていくべきだというようなお話もさしていただきました。その後、しっかりとした業者をお願いをしたんでしょうけれども、この場合は入札で行われたのかどうか、その点についてお聞かせください。

○環境課長（関田孝志君） 今回の伐採につきましては、総務管財課のほうに依頼して、入札というふうな形でお願いしてございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） そうなってくると、全くもってこの業者は、仕様書を読んでない状況だったのかなと

いうふうに思っております。実際のところ、やはり人力による伐採とした、その理由について教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 今回の狭山緑地のアスレチックの脇なんですが、ここの伐採をするに当たっては、周りに建物があるですとか、ほかの木があるですとかで、やはりそのまま切った場合には、それが家のほうに倒れたり損害がある可能性がある。また、その場所自体が斜面である。土もやわらかいというような状況で、作業車は不向きではないかという中で今回の仕様となっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 役所としては、危険があるため、そういうような検討をされたところなんだろうけれども、実際このやられた方、現状、指名停止等、そういったところというのはどういう状況になっておりますか。

○総務管財課長（中野哲也君） 今回の事故に関する指名停止の関係でございますが、指名停止措置基準に照らし合わせて、2カ月の指名停止を行っているところでございます。それは指名停止基準の中で、東大和市の発注の契約履行上の事故ということで、事故を発生させ、従業員その他関係者に死者または多数の負傷者が出た場合ということで、指名停止期間1カ月から3カ月以内という基準がございますので、今回、標準の適用の2カ月ということで指名停止を行っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） その発注の履行、ちょっとその理由、ちょっと私も手元にないので、その理由で合っているかどうかというところはわかりませんが、1カ月から3カ月、いつからいつまでという状態ですか。

○総務管財課長（中野哲也君） 指名停止期間につきましては、平成28年1月29日から平成28年3月28日までの2カ月間となっております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） わかりました。

私も、この指名停止に関して少し調べたんですけども、多分昔から変わってないのかなというのが感想でした。理由としては、国土交通省とかそういった上の部分でも、人が死亡した場合ということからすると、そう長くはないんだなと。私が見た限りだと、2週間だったり、または1カ月だったりということからすれば、1カ月から3カ月という市のほうの基準に基づいて真ん中にしたということなんですけれども、昔はトンネル掘るのに何人死んでという、そういったものも計算されたなんていうことも、私も昔、建築業をやっていたことありますんで、やはりそういうところからすると、ちょっと市としてもそうですが、都や国のほうとしても、そういった要綱というか、変えていかなきゃいけないのかなと。人が死んで1カ月で、入札の妨害をした場合は1年、何かあやふやだなというふうには思いました。これは私の感想ですんで、市としては一応2カ月ということをしておりますんで、今の基準ではしようがないのかなというふうに思いますけれども、やはり人、1人死んでますんで、そういったところからすると、ある意味重大なところなのかな。なおかつ、仕様の中には、人力でというふうにも書いてありますから、今後2カ月終わったから、じゃこの業者というところには、私はもし選定委員会の人間であればならないのかなというふうにも思っておりますんで、言及はしておきます。

そこまで業者がないとは、私も踏んでおりません。ある意味、いろんな業者もおりますんで、やはりそれなりのペナルティーというものは必要になってくるのかなというふうに思っておりますが、どのように考えて

ますかと言うと、ちょっと答えを出しちゃうと余りよくないので、その点についてはしっかりと今後、この業者を入札に呼ぶのか呼ばないのか、どういった内容に対しては呼ぶけれども、どういった内容に対しては呼ばないと、そういったところもしっかりと見ていただければなというふうには思っております。

単純に、なれじゃないかなというところは感じております。いろいろなお仕事をされている業者でもありますんで、それなりにやはりなれてしまって、本来危ないであろう場所を、そういった今までやってたから、こういう同じやり方でやろうというところですから、今後はしっかりと渡すとき、渡すときと言うのかな、その入札の申し込みが来たとき、または入札を入れる前には、仕様書ちゃんと読みましたか。嫌みっぽいですけども、本来は確認すべきことではないですが、そういったことも確認していかなきゃいけないのか、それともその仕様書と違うことやったのであれば、それなりの罰則は出るよというような形の書面をもらうのも一つなのかなと。

なぜ私、この1件、死亡だからというところもありますけれど、質問してるかといいますと、数年前に実際の町なかの剪定かなんかの仕事のときに、内容どおりというんですかね、順番にこういうふうに行ってくださいってというようなものがあつたけれども、そのとおりにやってもらえなかったっていうようなお話も聞いたことがあります。実際ちょっとその後、裏をとろうと思って一生懸命やったんですが、なぜかその裏がとれなかったんですけれども、火のないところに煙は立ちませんので、ある意味、市からの指導というか声に対して聞かない業者というのものいるのかと。一応もらった仕事に関しては、やるときやいいんだろうという考えの業者がいるようであれば、やはり市としてはそれなりの計画をもとに、こういった伐採は委託してるわけですから、そのとおりにやってもらえる業者というところを、今後、選定をして、それで入札参加をしていただくような形をとっていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○総務部長（北田和雄君） いろんな業務で委託を行う場合の業者の選定ですけども、発注額によって業者数が決まってきます。その中で、市内でできる事業については、市内業者を優先的に指名をしていくという今、姿勢でやっています。ただ、その指名するに当たっては、やはりその個々の業者の実績、そういったものを勘案して考えて、指名を考えているということになっておりますので、これは従来からやってることですので、今後も過去の実績等を考慮しながら、指名業者は指定していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○14番（関野杜成君） こういった事故があつたという実績も、しっかりとくみした上で、過去の実績と同時にやっていただければというふうに要望をしておきます。

それで、済みません、戻りますが、アスレチックのところなんですけれども、これはあそこを管理してる方がいるんでしょうけれども、軽微な修理は行うということですが、これは日常点検と書いてありますので、毎日しっかりと点検、行かれてるというような形でよろしいのか。なぜかといえば、子供たちが遊ぶものだったりというのもあったりしますんで、そういうところからすると、余り私は言いたくはないんですけど、ちょこっとしたことがあると、やはりいろいろと大変な時代でもありますので、そこら辺に関してだけ、まずお伺いします。

○環境課長（関田孝志君） 日常点検につきましては、ある程度、目視程度のものでございます。さわって、動かしてというような点検になりますと、おおむね月1回というような形で実施しているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

それで、現在までは何とかなってきたというところなんですけれども、やはり人によってですね、そうなる。目視というところでの——なりますんで、これも多分、委託事業なのかな。そうすると、そういったところにもしっかり、あなたがしっかりと見なければ、子供たちがけがするんだというような気持ちを伝えていただいて、その気持ちを持って点検をしていただくようにお願いします。

ふぐあいがあった場合というふうに書いてあるんですけど、これは例えばふぐあいがあって、ちょっと大きな修繕をしなきゃいけないってなったときは、多分それ相当の予算がかかると思うんですね。そういったときに、ある程度そういうときは緊急で予算は出ると思うんですけども、どのくらいの大体スパンがかかるのか、同時にそういったときは使えない状況にされているのかどうか、ちょっとその辺をお伺いします。

○環境課長（関田孝志君） 修繕に当たりましては、毎年度、通常分として何十万円かはとってございます。その対応ができない場合には、やはり補正というような形になります。その場合、危険であるというふうに判断する場合には、使用禁止というような形の場合もございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 最近公園も遊具がなくなってしまったというところで、そういったところもありますし、ただ先日、何か行った環境意識調査を見ると、公園に遊具がないという文句があったり、人それぞれな、余り私は好きな世の中ではないなど。自分自身で責任をとる世の中から、なぜか人の責任にする世の中になってしまってますので、そういう意味では行政としてはそういった公園だったりというのは、守っていかなくちゃいけないところですから、いろいろな御意見があるかもしれないですけども、その中で子供たちのためにどうすればいいのかというところを考えながら、行っていただければなというふうに要望をいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

7日から11日及び14日、15日までの7日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 5時14分 散会